

国土形成計画（全国計画）の中間点検

令和2年3月

国土交通省

(評価書の要旨)

テーマ名	国土形成計画（全国計画）の中間点 検	担当課 (担当課長名)	国土政策局総合計画課 (課長：筒井智紀)
評価の目的、 必要性	<p>国土形成計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する基本的な方針であり、関連する諸施策の企画立案にも大きな影響を及ぼすため、計画の内容と社会経済情勢等との乖離が生じないように定期的な見直しを行うことが重要である。</p> <p>そのため、全国計画については、策定又は変更後、一定期間経過したときは、政策評価を実施することが国土形成計画法第7条で義務づけられている。</p> <p>政策評価を踏まえた定期的な見直しが行われることにより、常に社会経済情勢等に即した適切かつ実効性のある計画であることを担保しようとしていることから、今回総合評価方式による政策評価（政策レビュー）を実施するものである。</p>		
対象政策	国土形成計画法に基づき策定された国土形成計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）		
評価の視点	<p>(1) 計画の進捗状況</p> <p>国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成及びその実現のための「コンパクト+ネットワーク」の国土・地域構造の形成は、計画策定後、的確に達成されつつあるか、という観点から評価する。</p> <p>(2) 認知・活用状況</p> <p>国土の基本構想について、国民生活の視点から、実感を伴うかたちで実現されつつあるか、という観点から評価する。</p> <p>(3) 計画策定時からの状況の変化</p> <p>本計画は、急激な人口減少・少子高齢化や激甚な風水害被害の頻発等、当時の国土に係る状況を踏まえ作成されているが、そのような計画策定の前提となる状況に大きな変化が生じているかどうか、また、変化が生じているとすれば、当時の計画の内容は現在も有効かどうか、という観点から評価する。</p>		
評価手法	<p>(1) 計画の進捗状況</p> <p>国土の基本構想である「対流促進型国土」・「コンパクト+ネットワーク」の形成の進捗状況について、各種統計データや関連指標の整理・分析等を行うことにより確認する。</p> <p>(2) 計画の認知・活用状況</p> <p>一般国民及び地方自治体を対象に、国土の基本構想及びその考え方に対する認知度や計画の活用度を適切に把握するため、アンケート調査等を実施する。</p> <p>(3) 計画策定時からの状況の変化</p> <p>国土に係る状況の変化について、各種統計データの整理・分析等を行うと</p>		

	<p>ともに、その内容について国土審議会計画推進部会企画・モニタリング専門委員会における議論・意見をいただき、現在における計画の有効性について検証する。</p>
<p>評価結果</p>	<p>(1) 計画の進捗状況</p> <p>本計画において国土の基本構想として位置づけている「対流促進型国土の形成」の進捗については、従来の住民票の移動を伴う人口移動の観点からは、都会から地方へのごく一部の移動の事例を除き、明確な対流は認められなかったものの、人口移動に関わる国民の意識の変化や、新しい働き方、住まい方や関係人口といった、人口移動では捉えきれない新たな動きが出現していることを定性的に確認した。これらの現象と本計画との関連は不明ではあるものの、以上から、人口移動の観点では東京圏への人口移動が引き続き進行しており、双方向の動きである全国的な対流は、データ上は必ずしも明確に現れていないが、一方で「対流促進型国土の形成」に資する新しい動きも出現しつつある。</p> <p>また「対流促進型国土の形成」を実現するための国土構造・地域構造である「コンパクト+ネットワーク」について、コンパクトの観点としてのDID人口割合・DID人口密度の動向、ネットワークの観点として広域的な交通ネットワーク整備による移動時間短縮の変化について検討したところ、いずれも一定の進捗を確認することができた、と言える。</p> <p>さらに、国土の基本構想を実現するための「具体的方向性」については、これらの方向性の各項目が進捗することにより現れる状態（アウトカム）を整理し、これの達成状況を表すモニタリング指標を設定し、本計画の策定前後における指標の変化を確認したところ、指標は概ね上昇傾向にあり、概ね順調に進捗している状況にある、と言える。</p> <p>(2) 認知・活用状況</p> <p>自治体向けアンケートの結果としては、自治体の施策により近い「コンパクト+ネットワーク」の認識度は高かったものの、その他の本計画に係る認識は、いずれも低い水準であった。</p> <p>また、一般国民向けアンケートの結果としては、「対流」の実感として特に外国人に関するヒトの対流について実感している割合が比較的高い傾向にあった。一方「コンパクト」及び「ネットワーク」の実感については、いずれも低い水準であった。</p> <p>(3) 計画策定時からの状況の変化</p> <p>本計画の前提条件としている国土に係る状況認識について、企画・モニタリング専門委員会における議論の結果、本計画については、状況の変化により、ただちに計画の見直しが必要であるとの意見・結論はなく、本計画の前提条件は、現在においても一定程度有効であることが確認できた。</p>
<p>政策への反映の方向</p>	<p>特に「今後の方向性」において整理された、今後の国土形成計画のあり方に係る議論については、「国土の長期展望専門委員会」における議論も含め、引き続き検討をしていきたい。</p>

第三者の 知見の活用	政策評価にあたり、国土交通省政策評価会からご意見をいただいた。 また、評価の視点（３）の検討にあたっては、国土審議会計画推進部会企画・モニタリング専門委員会及び国土の長期展望専門委員会において議論をいただいた。
実施時期	令和元年度

<目次>

序章 評価の概要.....	- 2 -
1. 評価の目的、必要性.....	- 2 -
2. 対象政策.....	- 2 -
3. 評価の視点.....	- 2 -
4. 評価手法.....	- 2 -
5. 第三者の知見の活用.....	- 3 -
第1章 国土形成計画（全国計画）について.....	- 4 -
1. 国土形成計画（全国計画）の概要.....	- 4 -
2. 国土形成計画（全国計画）の推進体制.....	- 7 -
第2章 評価.....	- 9 -
1. 計画の進捗状況.....	- 9 -
（1）「対流促進型国土の形成」の進捗状況.....	- 9 -
（a）人口移動から見るヒトの対流（地方から都会への移動）.....	- 9 -
（b）人口移動から見るヒトの対流（都会から地方への移動）.....	- 11 -
（c）滞在人口から見るヒトの対流（地方間の移動）【試算】.....	- 12 -
（d）新しい動き（人口移動に関わる意識の変化、新しい対流）.....	- 14 -
（e）まとめ.....	- 16 -
（2）「コンパクト＋ネットワーク」の進捗状況.....	- 16 -
（a）「コンパクト」の進捗状況.....	- 17 -
（b）「ネットワーク」の進捗状況.....	- 20 -
（3）国土の基本構想実現のための基本的方向性の進捗状況.....	- 23 -
2. 計画の活用実態・理解度.....	- 30 -
（1）地方自治体における国土形成計画（全国計画）の活用実態について.....	- 30 -
（2）一般国民における理解度.....	- 35 -
3. 計画策定時からの状況の変化.....	- 39 -
（1）社会経済情勢の変化の分析.....	- 39 -
（2）国土審議会等における議論・指摘.....	- 40 -
第3章 課題と今後の方向性.....	- 42 -
1. 課題.....	- 42 -
（1）データの積極的発信.....	- 42 -
（2）計画策定段階における指標の設定.....	- 42 -
（3）計画の中にフレキシブルに変更できる仕組みが必要（計画の硬直性からの脱却）.....	- 42 -
（4）計画の位置づけ等のあり方.....	- 42 -
2. 今後の方向性.....	- 43 -

序章 評価の概要

1. 評価の目的、必要性

国土形成計画は、国土の総合的な利用、整備及び保全に関する基本的な方針であり、関連する諸施策の企画立案にも大きな影響を及ぼすため、計画の内容と社会経済情勢等との乖離が生じないように定期的な見直しを行うことが重要である。

そのため、全国計画については、策定又は変更後、一定期間経過したときは、政策評価を実施することを国土形成計画法第7条で義務づけられている。

政策評価を踏まえた定期的な見直しが行われることにより、常に社会経済情勢等に即した適切かつ実効性のある計画であることを担保しようとしていることから、今回総合評価方式による政策評価（政策レビュー）を実施するものである。

2. 対象政策

国土形成計画法に基づき策定された国土形成計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）

3. 評価の視点

（1）計画の進捗状況

国土の基本構想である「対流促進型国土」の形成及びその実現のための「コンパクト＋ネットワーク」の国土・地域構造の形成は、計画策定後、的確に達成されつつあるか、という観点から評価する。

（2）認知・活用状況

国土の基本構想について、国民生活の視点から、実感を伴うかたちで実現されつつあるか、という観点から評価する。

（3）計画策定時からの状況の変化

第二次国土形成計画（全国計画）は、急激な人口減少・少子高齢化や激甚な風水害被害の頻発等、当時の国土を取り巻く状況を踏まえ作成されているが、そのような計画策定の前提となる状況に大きな変化が生じているかどうか、また、変化が生じているとすれば、当時の計画の内容は現在も有効かどうか、という観点から評価する。

4. 評価手法

（1）計画の進捗状況

計画の基本構想である「対流促進型国土」・「コンパクト＋ネットワーク」の形成の進捗状況について、各種統計データや関連指標の整理・分析等を行う。

（2）計画の認知・活用状況

一般国民及び地方自治体を対象に、計画の基本構想及びその考え方に対する認知度や計画の活用度を適切に把握するため、アンケート調査等を実施する。

（3）計画策定時からの状況の変化

国土を取り巻く状況の変化について、国土審議会計画推進部会企画・モニタリング専門委員会における議論・意見を踏まえ、各種統計データの整理・分析等を行う。

5. 第三者の知見の活用

本政策レビューの実施に当たっては、学識経験者等からなる「国土交通省政策評価会」（座長：上山信一 慶應義塾大学総合政策学部教授）より助言を頂くとともに、評価会委員の中から本件の担当となった村木美貴委員（千葉大学大学院工学研究院教授）及び山本清委員（鎌倉女子大学学術研究所教授）より個別指導を受けた。

また、評価の視点（3）の検討にあたっては、国土審議会計画推進部会企画・モニタリング専門委員会及び国土の長期展望専門委員会において議論をいただいた。

<国土交通省政策評価会>

【座長（敬称略）】

上山 信一 慶應義塾大学総合政策学部教授

【委員（五十音順、敬称略）】

加藤 浩徳 東京大学大学院工学系研究科教授

工藤 裕子 中央大学法学部教授

佐藤 主光 一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授

白山 真一 上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士

田辺 国昭 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授

村木 美貴 千葉大学大学院工学研究院教授

山本 清 鎌倉女子大学学術研究所教授

【開催状況】

第45回 令和元年5月23日（木）

第47回 令和元年10月18日（金）

第1章 国土形成計画（全国計画）について

1. 国土形成計画（全国計画）の概要

国土形成計画（全国計画）は、国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）において、以下のように位置づけられている。

（国土形成計画）

第二条 この法律において「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。

- 一 土地、水その他の国土資源の利用及び保全に関する事項
- 二 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第一項の排他的経済水域又は同法第二条の大陸棚における同法第三条第一項第一号から第三号までに規定する行為を含む。）に関する事項
- 三 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減に関する事項
- 四 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備に関する事項
- 五 産業の適正な立地に関する事項
- 六 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全に関する事項
- 七 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備に関する事項
- 八 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成に関する事項

2 （略）

現行の国土形成計画（全国計画）（第二次国土形成計画（全国計画）。平成27年8月14日閣議決定）においては、本格的な人口減少社会において、豊かさを実感でき、活力のある国土づくりを進めていくためには、各地域において個性を磨き、それを他地域に発信し評価され、地域間でヒト、モノ、カネ、情報が活発に動く国土にする必要がある。

さらに、今後も我が国が成長を継続するには、経済成長の原動力であるイノベーション¹を各地で幅広く創出することが不可欠である。そして、生み出された新たな価値が地域の新たな個性となり、新たなヒト、モノ、カネ、情報の流動をもたらし、さらなる活力を生み出す。これからの国土の形成においては、全国各地において様々なイノベーションの創出を促進する環境整備を進めていく必要がある。

多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な流れである「対流」²を全国各地でダイナミックに湧き起こし、イノベーションの創出を促す「対流促進型国土」の形成を図ることを、国土の基本構想としている。

また、対流促進型国土の形成を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト＋ネットワーク」の形成を進める。この計画では、「コンパクト」とは空間的な密度を高める「まとまり」を、

¹ ここでいうイノベーションとは、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報が流動し、交わり、結びつくことによって新たな仕組み、組織、プロセスが創造され、新たな価値が生み出されることを指す

² 流体内において温度の違いにより生じる流れのこと。本計画においては地域間のあらゆるものの流れを、「対流」という用語を援用して表現している。

「ネットワーク」とは地域と地域との「つながり」を意味する。この「コンパクト+ネットワーク」は、人口減少社会に向けた適応策としても重要である。

人口減少過程においても持続可能な地域を維持・形成するためには、人口減少・高齢化への適応策として、地域自らが主体となって地域の構造を見直し、行政や医療・介護・福祉、商業、金融、燃料供給等生活に必要な各種サービス機能を一定の地域にコンパクトに集約化することによりこれらのサービスの効率的な提供を可能とする必要がある。また、他地域との連携による対流を促進するには、例えばある特定分野の産業の集積のように、地域の個性をより際立たせるための密度の高い集積、いわゆるクラスターの形成や、多様で異質なヒト、モノ、カネ、情報が交わり、結びつきながら、新しい価値を創造する対流の場（対流拠点）づくりが効果的であり、これらを新しい時代の「コンパクト」として推進することが必要である。

また、各種サービス機能がコンパクトにまとまった地域と居住地域とが交通や情報通信のネットワークでつながり、サービス機能の圏域人口を維持することが、人口減少過程にあっても利便性の低下を回避することができる。さらに、一つの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、複数の地域が連携して役割分担を行い、あるいは中枢的な機能を有する地域とつながり、地域間がネットワークで結ばれることによって、低次の機能から高次の機能まで必要な機能を享受することが可能となる。また、交通、情報、エネルギーのネットワークに関しては、ネットワーク上の流れを ICT の活用により最大限効率化した新しい時代の「ネットワーク」を形成することが重要である。

様々な規模の拠点を形成し「コンパクト+ネットワーク」を国土全体に重層的かつ強靱な形で形成することにより、それぞれの地域が連携しながら生活サービス機能から高次都市機能、国際業務機能が提供され、イノベーションを創出するとともに、災害に対しても強くしなやかな国土構造を実現する。

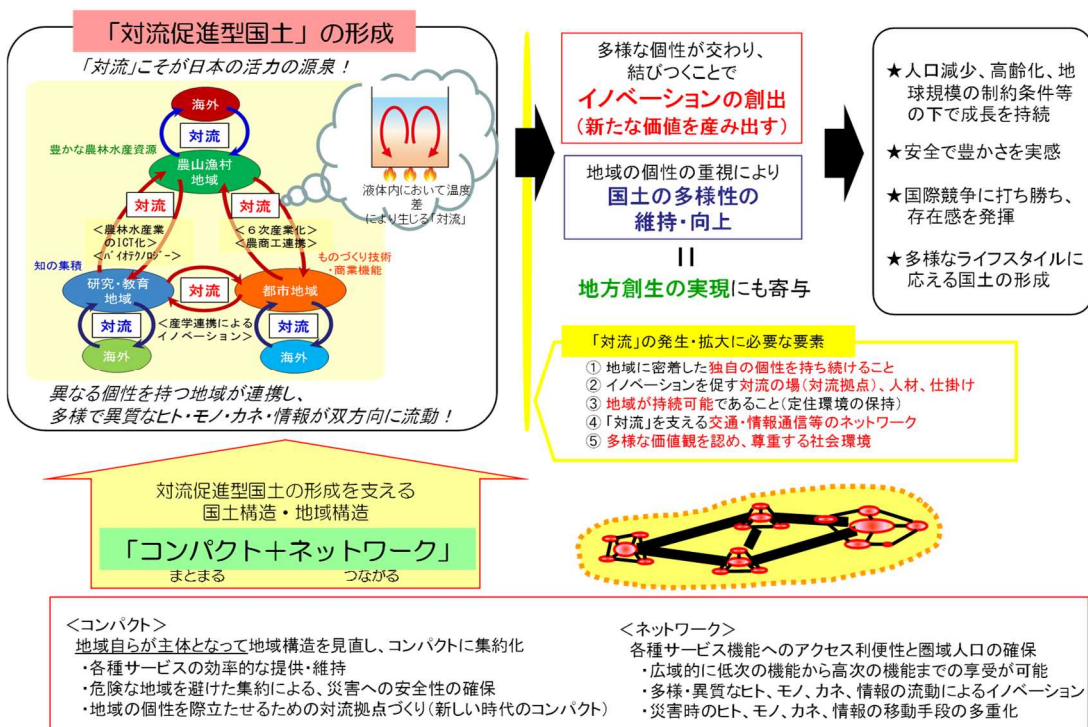
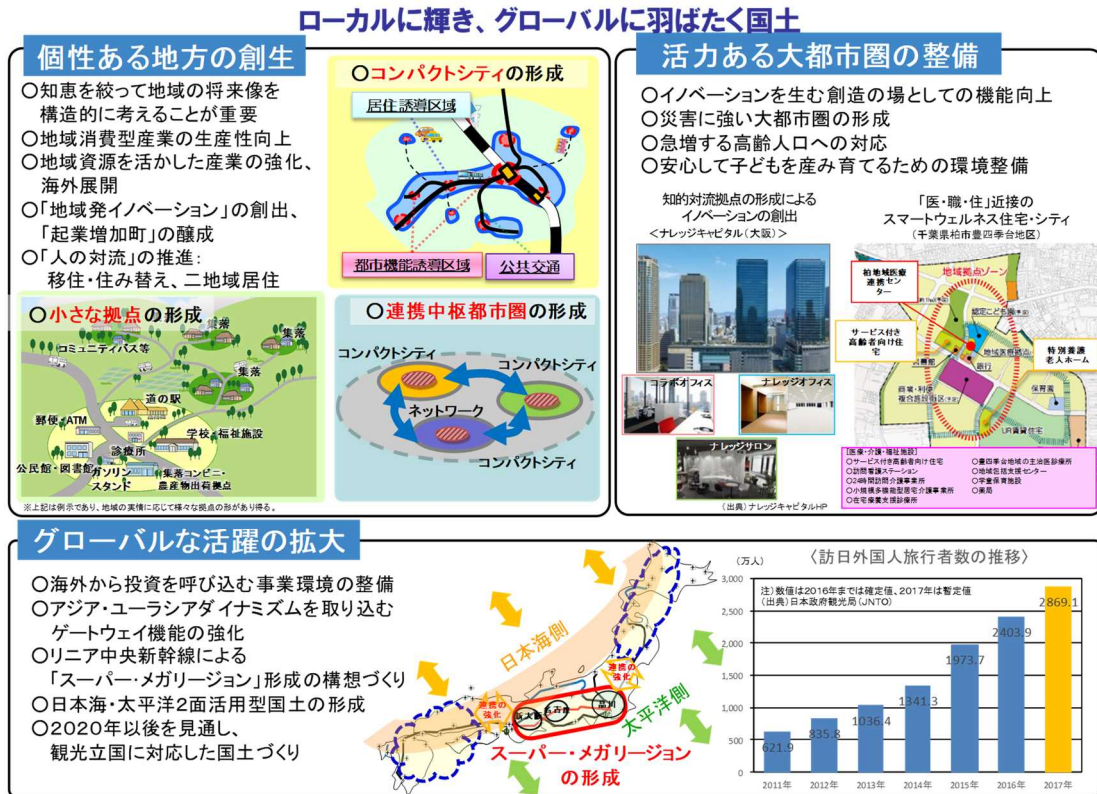


図 1 本計画における「国土の基本構想」

また、この国土の基本構想を実現するには、国土づくりに関するあらゆる分野の施策を総動員する必要がある。これらの施策の方向性のうち中心的なものについて、「具体的方向性」として図2から図4のようにまとめている。



グローバルな活躍の拡大

- 海外から投資を呼び込む事業環境の整備
- アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むゲートウェイ機能の強化
- リニア中央新幹線による「スーパー・メガリージョン」形成の構想づくり
- 日本海・太平洋2面活用型国土の形成
- 2020年以後を見通し、観光立国に対応した国土づくり

日本海側
太平洋側
スーパー・メガリージョンの形成

〈訪日外国人旅行者数の推移〉

年次	訪日外国人旅行者数(万人)
2011年	621.9
2012年	835.8
2013年	1036.4
2014年	1341.3
2015年	1973.7
2016年	2400.9
2017年	2869.1

注) 数値は2016年までは確定値、2017年は暫定値
(出典) 日本政府観光局(JNTO)

図2 国土の基本構想実現のための具体的方向性(1)



図3 国土の基本構想実現のための具体的方向性(2)



図 4 国土の基本構想実現のための具体的方向性(3)

2. 国土形成計画(全国計画)の推進体制

本計画の実施に関し必要な事項について調査審議を行う機関として、国土審議会の下に計画推進部会が設置された(平成28年2月18日)。

また、調査審議を効率的に進めるため、以下の専門委員会を設置し、それぞれの専門の事項を調査することとされている。

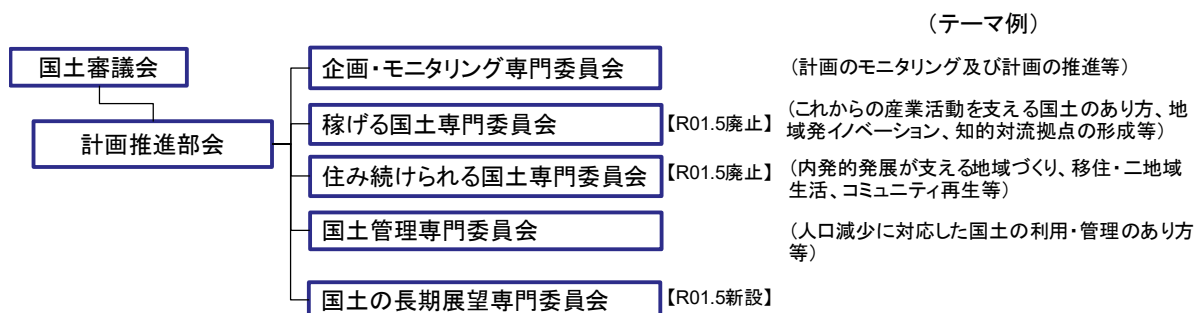


図 5 国土形成計画(全国計画)の推進体制(専門委員会の設置)

国土審議会、計画推進部会及び各専門委員会の開催状況は、表1のとおり。

表 1 国土審議会、計画推進部会及び各専門委員会の開催状況（平成 27 年度以降）

	国土審議会	計画推進部会	専門委員会			
			企画・モニタリング*	稼げる国土	住み続けられる	国土管理
平成 27 年度	1	0	0	0	0	0
平成 28 年度	1	1	0	4	4	3
平成 29 年度	1	1	1	3	4	4
平成 30 年度	1	1	3	6	5	5
平成 31 年度 (12 月末まで)	1	1	1	0	1	3

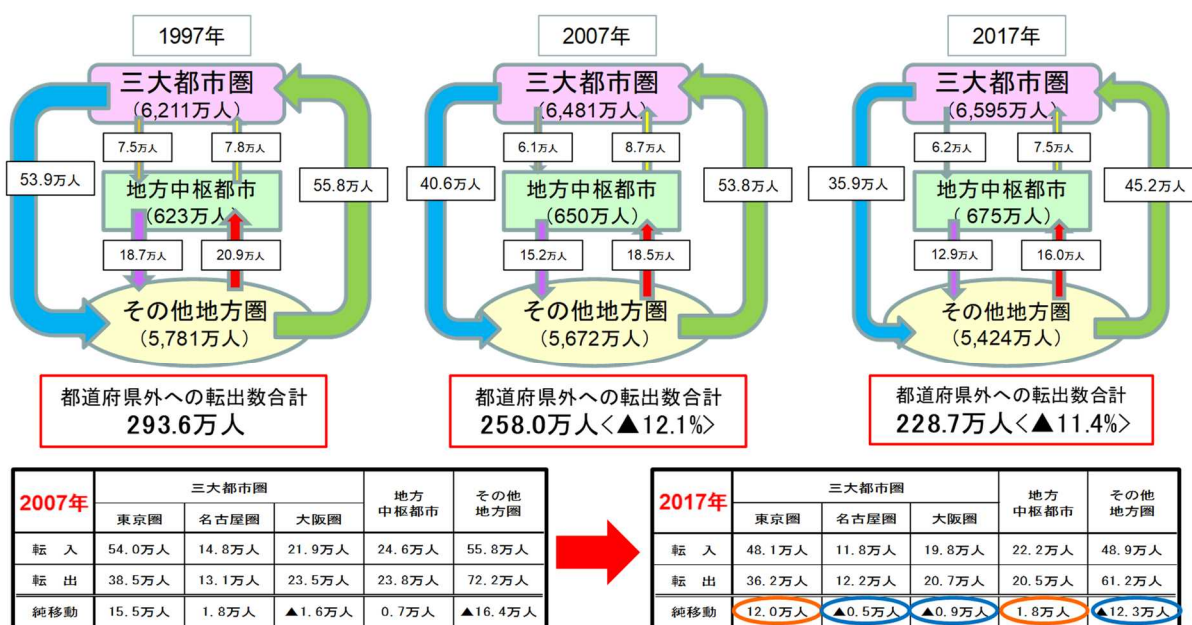
第2章 評価

1. 計画の進捗状況

(1) 「対流促進型国土の形成」の進捗状況

第1章1. で先述したように、本計画においては「対流促進型国土」の形成を図ることを、国土の基本構想としている。そこで、「対流促進型国土」の形成がどの程度進捗しているか、評価を行うことにする。

なお、今回の政策評価にあたり、本計画における「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じるヒト、モノ、カネ、情報といったあらゆるものの双方向の活発な流れを示す言葉としており、「対流促進型国土の形成」の進捗状況の評価にあたっては、本来は多岐にわたる側面からの評価が必要である。しかしながら、今回はデータの取得に制約があることから、今回は「対流」の中でも重要なファクターであるヒトの流れ、データを取りやすい「人口移動」を用いて状況把握を行うこととした。



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」「国勢調査」人口推計をもとに国土交通省国土政策局作成。
 (注) 1. 地方中枢都市は、札幌市、仙台市、広島市、北九州市、福岡市。その他地方圏は、三大都市圏及び地方中枢都市を除く合計。
 2. ◯内の数字は、各圏域の総人口であるが、2017年については、確定値が公表されていないため、2016年の数字である。
 3. ◯内の数字は、都道府県外への転出数合計について、10年前と比較した場合の増減率。

図6 地域間の人口移動の推移

(a) 人口移動から見るヒトの対流（地方から都会への移動）

まず最初に、我が国における人口移動の状況について整理する。

我が国の人口は、2008年の1億2,808万人をピークに、以降は減少傾向にあり、2018年の人口は1億2,644万人³である。

また、我が国の中の人口移動の状況を見ると、図7に示すとおり、1990年代後半以降、東京圏への転入超過が継続している。かつては地方から名古屋圏、大阪圏への流入も大きな特徴であったが、近年は名古屋圏、大阪圏ともに転出が超過するようになっている。

³ 総務省統計局「人口推計」による。

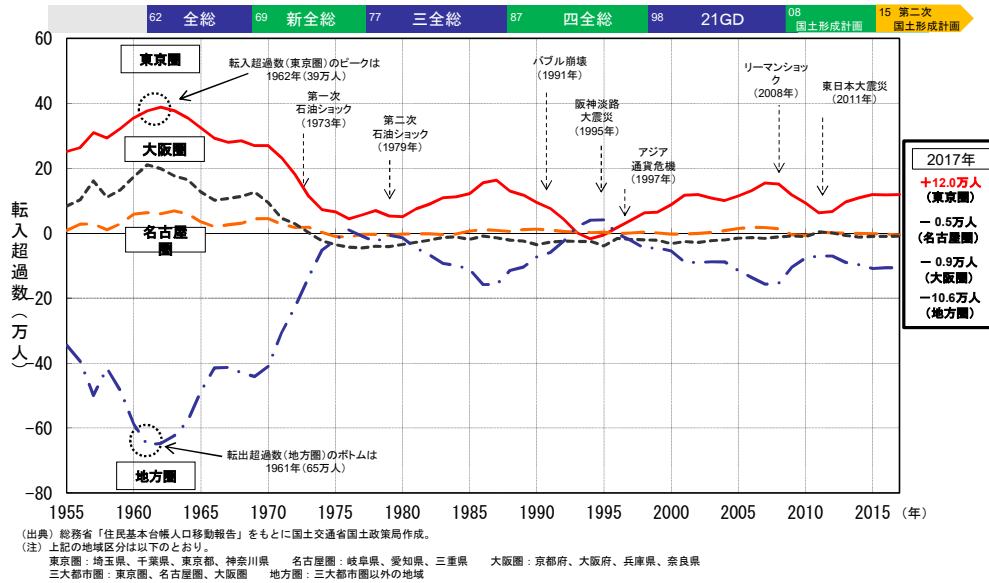


図 7 三大都市圏及び地方圏における人口転入超過数の推移

なお、地方から東京圏への人口流入における近年の特徴として、従来は男性が多かったが2009年以降は女性の割合が増加している（図 8）。その要因の分析については今後の課題であるが、現時点で把握できている特徴の一つである。

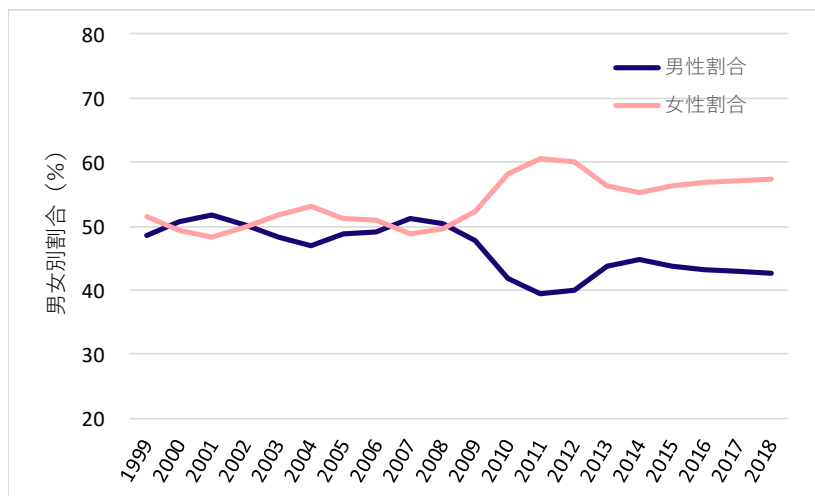
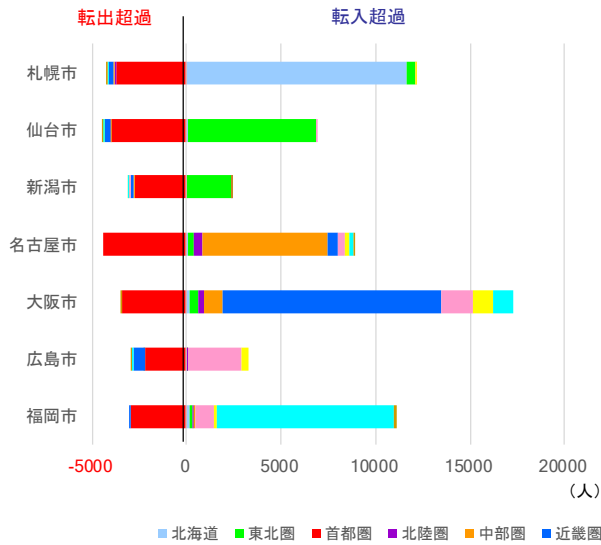


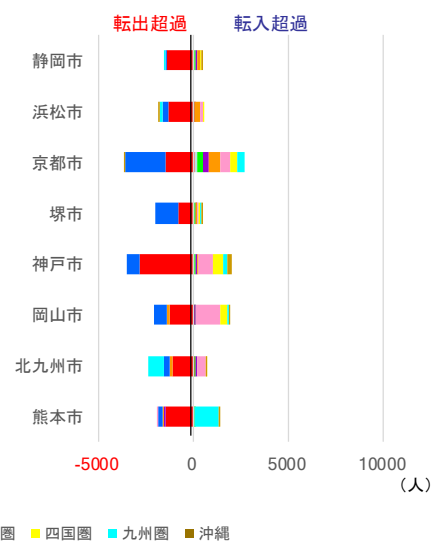
図 8 東京圏への人口流入における男女比の変化

また、名古屋圏、大阪圏全体で見ると人口流出傾向にはあるが、図 9 に示すように、名古屋市や大阪市、また各地方ブロックの中心となる政令指定都市においては、東京圏に対しては流出超過傾向ではあるものの、一方で、当該地方ブロック内の各市町村に対しては転入超過傾向にある。例えば大阪市においては、近畿地方の各自治体から多くの人口流入があり、政令指定都市である京都市・堺市・神戸市からさえも大阪市へ多くの人口流入があり、少なからず「多極分散」が進みつつあると言える。

○圏域の代表的な政令市



○その他の政令市(首都圏以外)



(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(2018年)より国土政策局作成
 注1) 日本人のみを対象としており、外国人の移動は含まない。
 注2) 圏域の構成については、国土形成計画(広域地方計画)で定義される圏域に基づいている。

図 9 圏域を代表する政令指定都市における人口転出入の状況

(b) 人口移動から見るヒトの対流 (都会から地方への移動)

このように、現在においても、東京圏、あるいは各地方ブロックの中心となる政令指定都市への人口集中傾向にある状況にある。

一方で、都会から地方への人口の流れについて、わずかながら観察することができる。図 10 のとおり、2012 年から 2017 年の 6 か年の間に 4 回以上三大都市圏からの転入超過となっている市町村は 86 あり、6 回連続転入超過となっている市町村は 12 ある。これらの市町村の中には、図 11 に示すような特徴ある地域づくりに取り組んでいるところが見受けられ、地域の個性を際立たせた結果、大きな動きとは言えないものの、一部の市町村においては都会から地方への移動が起こっている。

三大都市圏からの転入超過回数（全国）

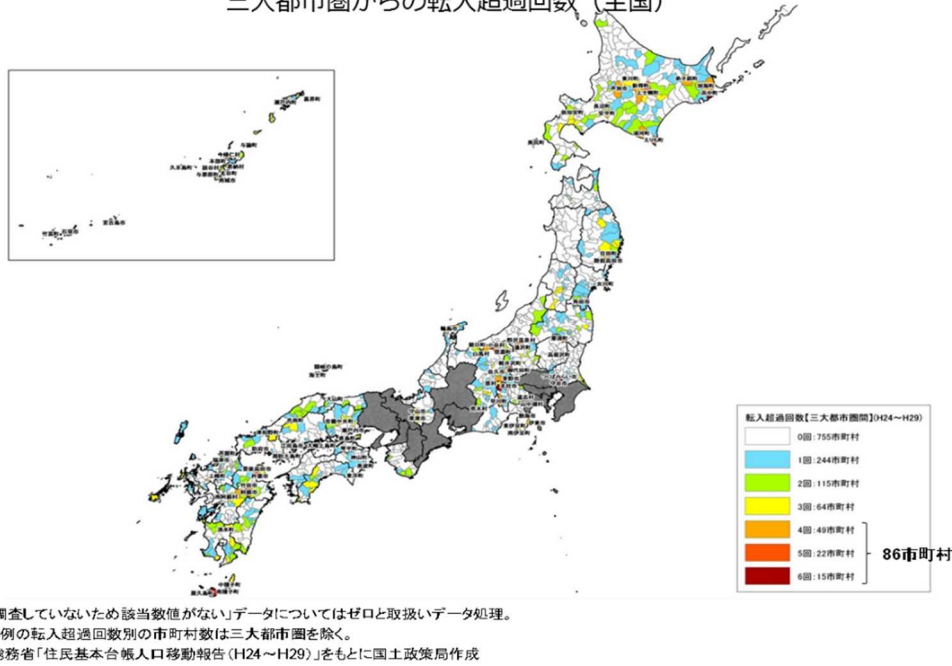


図 10 三大都市圏からの転入超過回数



出典)画像については、①<http://www.egao-school.net/about/index.html>、②豊後高田市HPより引用。その他、総務省「住民基本台帳人口移動報告所(H24~H29)」、「国勢調査(H27)」をもとに国土政策局作成

図 11 都市から地方への人口移動の事例

(c) 滞在人口から見るヒトの対流（地方間の移動）【試算】

住民票の移動を伴う人口移動ではなく、日常的な移動を把握することで、人々の行動により即した「対流」を把握できるのではないかと考え、携帯電話の位置情報データをもとに、滞在人口の把握を試みた。

図 12 について、1つの例として、連携中枢都市圏の1つである「備後県域」について、県域に含まれる7自治体から中枢都市である福山市を訪れている滞在人口の動向について、本計画策定前（平成27年6月）と策定後（令和元年6月）を比較した結果、

- ・圏域内の自治体から福山市を訪れている滞在人口は、減少傾向である。
- ・圏域内の自治体から福山市を訪れている滞在人口の、当該自治体人口に占める割合は、若干

増加、という結果となった。

上記のとおり、上記試算においては、人口に占める滞在人口の割合が増加しており、当該自治体における中枢都市との間の対流が促進されつつある、と言えなくもないが、他の連携中枢都市圏においても同様な傾向にあるかどうか試算していないため不明であること、変化率がごくわずかであること、携帯電話の位置情報自体に行動の目的が把握できるわけではなく分析の信頼性に一定の誤差があると考えられること等から、この手法のみで、滞在人口というかたちの「対流」の把握は、不可能ではないが十分ではない、と考えられる。



- 【圏域に含まれる自治体】
- ・広島県福山市(中枢都市)
 - ・岡山県笠岡市
 - ・岡山県井原市
 - ・広島県三原市
 - ・広島県尾道市
 - ・広島県府中市
 - ・広島県世羅町
 - ・広島県神石高原町

図 12 連携中枢都市圏「備後圏域」

表 2 「備後圏域」における滞在人口の比較結果

(2015年)		平日			休日		
		10時	14時	20時	10時	14時	20時
	中枢都市に滞在している人口(滞在人口)計	366,781	369,275	372,644	365,400	369,918	372,923
	<出発地別内訳>						
	・広島県福山市(中枢都市)	331,284	329,904	355,916	334,969	329,580	352,983
①	・岡山県笠岡市	3,287	3,696	1,168	2,100	3,116	1,431
②	・岡山県井原市	2,916	3,212	978	2,041	2,922	1,229
③	・広島県三原市	2,040	2,273	871	1,750	2,525	1,087
④	・広島県尾道市	7,049	7,878	2,661	5,642	8,226	3,471
⑤	・広島県府中市	4,850	5,178	1,433	3,518	4,587	1,815
	・広島県世羅町	341	386	-	-	460	-
⑥	・広島県神石高原町	631	659	264	511	711	370
	・その他の地域	14,383	16,089	9,353	14,869	17,791	10,537
	圏域市町(中枢都市以外)の人口	388,688	388,688	388,688	388,688	388,688	388,688
①~⑥	圏域市町(中枢都市以外)からの滞在人口	20,773	22,896	7,375	15,562	22,087	9,403
	圏域市町(中枢都市以外)の人口に占める	5.3%	5.9%	1.9%	4.0%	5.7%	2.4%
	圏域市町(中枢都市以外)からの滞在人口の割合						
(2019年)		平日			休日		
		10時	14時	20時	10時	14時	20時
	中枢都市に滞在している人口(滞在人口)計	364,595	366,037	371,111	366,102	369,068	371,167
	<出発地別内訳>						
	・広島県福山市(中枢都市)	325,419	324,263	351,946	331,540	326,876	349,189
①	・岡山県笠岡市	3,684	3,933	1,147	2,212	3,005	1,256
②	・岡山県井原市	2,913	3,093	924	2,037	2,682	1,108
③	・広島県三原市	2,039	2,223	829	1,790	2,427	1,029
④	・広島県尾道市	7,212	7,699	2,563	5,915	8,279	3,319
⑤	・広島県府中市	4,354	4,557	1,310	3,385	4,295	1,616
	・広島県世羅町	-	-	-	334	461	269
⑥	・広島県神石高原町	601	607	311	546	708	314
	・その他の地域	18,373	19,662	12,081	18,343	20,335	13,067
	圏域市町(中枢都市以外)の人口	370,076	370,076	370,076	370,076	370,076	370,076
①~⑥	圏域市町(中枢都市以外)からの滞在人口	20,803	22,112	7,084	15,885	21,396	8,642
	圏域市町(中枢都市以外)の人口に占める	5.6%	6.0%	1.9%	4.3%	5.8%	2.3%
	圏域市町(中枢都市以外)からの滞在人口の割合						

※:「圏域市町(中枢都市以外)の人口」は、各年の住民基本台帳に基づく人口。

※:広島県世羅町においては滞在人口のデータが一部入手できなかったため、人口及び滞在人口の合計値から除外した。

【データ出典】株式会社NTTドコモ・株式会社ドコモ・インサイトマーケティング「モバイル空間統計®」

(d) 新しい動き（人口移動に関わる意識の変化、新しい対流）

上記(a)から(b)のような住民票の移動を前提とする人口移動をベースとした情報からの分析結果、また上記(c)のような滞在人口を対象とした分析結果においては、双方向の動きである対流の変化は必ずしもデータ上は明確に現れていない結果となった。

しかしながら、近年は、人口移動に関わる意識の変化が見られたり、人口移動では捉えられにくい新しい動きが起こったりしている。これらの動きは、必ずしもデータを取得できる事象ではないため、定性的な評価ではあるが、以下3点について状況を把握する。

a) 移住に対する意識の変化

認定NPO法人ふるさと回帰支援センター（東京センター）における問い合わせ総数⁴は、直近10年間で10倍以上に増加しており、地方移住⁵への関心は高まっていると言える。

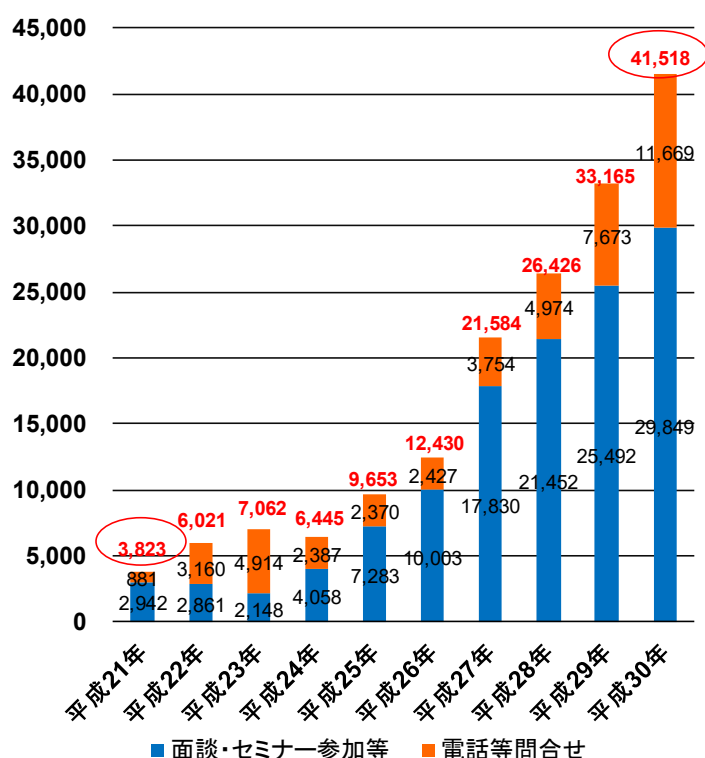


図 13 ふるさと回帰支援センター（東京センター）における問い合わせ総数の推移

特に、同センターを利用する年代層について、9年前（平成21年）においては60歳以上が約6割を占めていたのが、現在（平成30年）においては40歳代以下で7割を超えている状況にある。従来は、定年退職を迎えた世代が地方移住を考える、というのが一般的であったが、近年は若い世代においてもUIJターンへの関心が高まっているというのが、近年の人口移動における意識の

⁴ 電話、メール、面談、見学、セミナー参加の合計数

⁵ ふるさと回帰支援センターにおいて対象としている「移住」について、就農・就労など地方で働きたい人だけでなく、定年後に地方で暮らしたい人や一時的に滞在する人も対象としていることから、必ずしも住民票の移動を伴う移動とは限らない。

変化であると言える。

これら地方移住の関心の高まりから、実際に移住した者の実数を捉えることは、既存のデータ上は困難である（住民基本台帳移動報告では、移住なのか、Uターンなのか、転勤に伴う転居なのか、等の移動要因が把握できない。また、そもそも住民票の移動を伴っているかどうかも把握できない。）が、移住を促進する自治体の活動や、メディアやSNS等から把握できる限り、少なからず移住者は増えているものと考えられる。

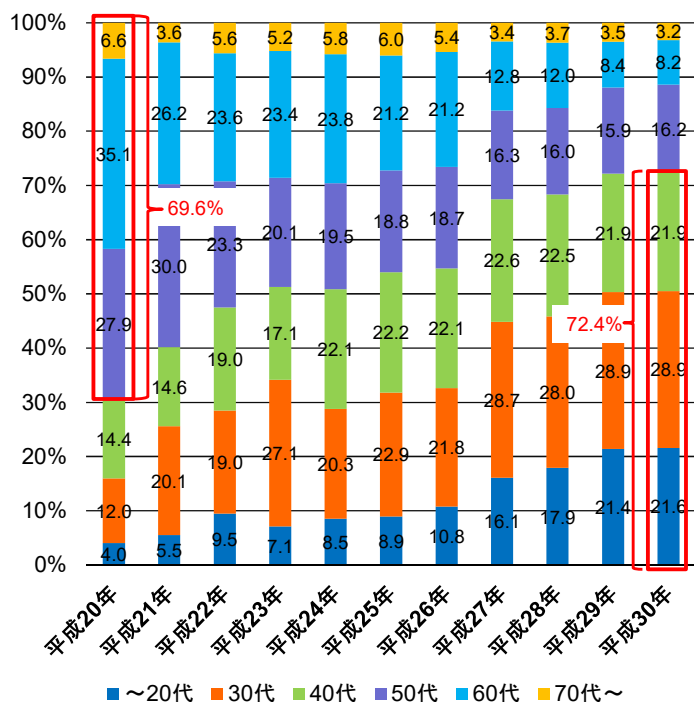


図 14 ふるさと回帰支援センターにおける利用者の年代の推移

b) 新しい働き方・住まい方の出現

近年の ICT 技術の進展及び働き方改革の進展により、場所にとらわれない働き方が可能になりつつある。テレワークによる遠隔業務に加え、そもそもインターネットを利用できる環境さえあれば、企業の立地自体が都市にある必要がない業種も出現し、それが地方における新たな企業立地や新しい働き方の提供、さらには新しい住まい方をも提供している状況にある。

一例として、和歌山県白浜町においては、企業が閉鎖した保養所跡地を改装して「白浜町 IT ビジネスオフィス」を開設して企業のサテライトオフィスを誘致した。加えて町によるサポートを向上させた結果、有名企業も含め入居が相次いでいる状況にある。豊かな自然と観光資源を要することに加え、大阪中心部からは電車又は高速バスで2～3時間程度、空港が近く東京からも1時間程度でアクセス可能である立地特性を活かして、利便性を確保しながら、恵まれた環境における職場環境を提供している。実際に現地で働く人も、東京と比べて通勤時間やこれに伴うストレスが減るとともに、趣味や家族との時間、地元での活動を満喫しており、これらが業務にも良い影響を与えている傾向がうかがえる。

同オフィスに入居する企業によると、当地に移住した者、1～2年間程度赴任する者、都会との

間を日常的に行き来する者、といった、多様な働き方・住まい方があると紹介されている。このように、これまでとは異なる働き方・住まい方により、従来の人口移動では捉えにくい「新たな対流」が出現していることがうかがえる。

c) 「関係人口」の出現

近年、兼業・副業の解禁の動きや余暇の充実に代表される働き方改革等の動きと歩調をあわせ、二地域居住、生活・就労、さらには移住等しなくとも居住地以外の縁のある地域などに対し、クラウドファンディングやふるさと納税（寄付）を通じた資金の提供やボランティアなどで労力を提供する取組など人々の地方への関心が高まりをみせている。

これらの動きは、最近特に各所で使われ始めている「関係人口」という言葉で表現することができる。「関係人口」自体には、現時点では明確な定義はないものの、総務省「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会報告書」では、『「関係人口」とは、移住した『定住人口』でもなく、観光に来た『交流人口』でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者』とされ、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

これら「関係人口」は明確な定義がないことに加え、実質的な移動や居住のデータが取得しにくいことから、「関係人口」による対流の評価を定量的に行うことは困難であるが、地域づくりにおける新たな担い手として等、様々な場面で注目されていることから、「関係人口」による「新たな対流」が創出されているものと考えられる。

(e) まとめ

以上より、本計画の策定以後「対流促進型国土の形成」の進捗状況については、(a)のとおり地方から都会、特に東京圏への人口移動は依然として続いている。一方で、(b)のとおり都会から地方への人口移動についても、局所的ではあるが見られる兆候がある。また、(d)に示すような新しい動きも出現していることが、本計画との関連は不明ではあるものの、確認することができた。

以上より「対流促進型国土の形成」について、東京圏への人口移動は引き続き進行しているが、双方向の動きである全国的な対流は、データ上は明確な対流は認められなかった。一方、「新しい働き方」「新しい住まい方」「関係人口」の出現に見られる新たな対流が出現しつつある。

(2) 「コンパクト+ネットワーク」の進捗状況

「対流促進型国土の形成」を図るための国土構造、地域構造として、「コンパクト+ネットワーク」の形成を進めていく旨、本計画に位置づけている。本計画においては「コンパクト」は空間的な密度を高める「まとまり」を、「ネットワーク」とは地域と地域の間の「つながり」を意味する。そこで、「コンパクト」及び「ネットワーク」の進捗状況が、本計画の策定前後においてどのように進んだか、評価を行う。

ただし、「コンパクト」「ネットワーク」ともに、整備だけでも長期間を要するのが通常であり、数年で目に見えて形成が進むものではない。例えば、立地適正化計画を策定したとしても、実際に誘導対象機能の誘導区域への移設には一定期間を要するため、すぐにコンパクトなまちづくりが達成されるわけではない。同様に、交通ネットワークについても、整備計画にある路線が実際

に開通するまでには一定期間を要するため、すぐにネットワーク整備による変化が現れるわけではない。そこで、ここでは、本計画の策定前後ではなく、現時点で把握可能なデータを用いて、これまでの数十年間における進捗について確認することとする。

(a) 「コンパクト」の進捗状況

「コンパクト」の評価については、本来は地域の中の様々な機能が集約されていることへの評価が必要であるが、データ取得の制約から、今回は自治体において人口密度が高い区域である人口集中地区（DID）の変化に着目する。評価の考え方として、自治体内人口におけるDIDに居住する人口の割合（これを「DID人口割合」と定義する。）が増加すれば、自治体の中で居住する区域がコンパクト化されているものと概ね考えられる。また、DID人口密度が増加すれば、自治体の市街地（DID）の中がコンパクト化されているものと概ね考えられる。そこで、「DID人口割合」及び「DID人口密度」の2点から、まちのコンパクト化の傾向を評価することとする。

なお、今回の分析においては、DID人口・総人口ともに「国勢調査」を用いることとし、特に（国勢調査における）総人口の増加率が1%台になる平成7年以降（平成27年までの過去20年間）における変化を分析対象とする。（上記期間中に合併があった自治体について、人口等は、合併前の自治体の人口等の総和を合併後の自治体の人口等として取り扱う。）

<全国におけるDIDの傾向>

全国におけるDID人口割合及びDID人口密度は、表3から表4に示すとおり、過去20年間でわずかずつだが一貫して増加傾向にある。特に平成22年から平成27年の間の変化においては、日本の総人口は減少しているにもかかわらず、DID人口は増加している。また、総人口に占めるDID人口の割合も増加傾向にあり、人口が都市に集中している大きな流れが見て取れる。

表3 全国におけるDID人口割合の推移

国勢調査実施年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国DID人口 (増加率(対前回比))	8,125万人 (-)	8,281万人 (101.9%)	8,433万人 (101.8%)	8,612万人 (102.1%)	8,687万人 (100.9%)
全国DID人口割合 (増加率(対前回比))	64.7% (-)	65.2% (100.8%)	66.0% (101.2%)	67.3% (101.9%)	68.3% (101.6%)

表4 全国におけるDID人口密度の推移

国勢調査実施年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
全国DID人口密度 (増加率(対前回比))	6630.1 (-)	6647.4 (100.3%)	6714.0 (101.0%)	6757.6 (100.6%)	6793.8 (100.5%)

<政令指定都市におけるDIDの傾向>

政令指定都市におけるDID人口割合及びDID人口密度は、表5から表6に示すとおり、過去20年間で一貫してわずかずつ増加傾向である。

また、政令指定都市におけるDID人口もわずかずつ増加傾向にあり、政令指定都市におけるDID人口の増加率は、全国のDID人口の増加率を上回るペースで増加している。

表 5 政令指定都市における DID 人口割合の推移

国勢調査実施年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
政令市DID人口 (増加率(対前回比))	2,313万人 (-)	2,378万人 (102.8%)	2,438万人 (102.5%)	2,501万人 (102.6%)	2,546万人 (101.7%)
政令市DID人口割合 (増加率(対前回比))	91.0% (-)	91.5% (100.5%)	91.6% (100.1%)	92.1% (100.5%)	92.5% (100.5%)

表 6 政令指定都市における DID 人口密度の推移

国勢調査実施年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
政令市DID人口密度 (増加率(対前回比))	8116.1 (-)	8188.7 (100.9%)	8339.9 (101.8%)	8437.1 (101.2%)	8481.8 (100.5%)

<その他の自治体における DID の傾向>

政令指定都市及び東京都特別区を除く 1698 自治体（市町村）のうち、分析対象とした 766 自治体⁶について、自治体の人口規模別に分析したところ、以下のことが分かった。

- ・三大都市圏においては、DID 人口が 5 万人以上の自治体においては、DID 人口割合が増加している自治体が多い傾向にある。（表 7）
- ・三大都市圏以外においても、DID 人口が多い自治体ほど、DID 人口割合が増加している自治体が多いが、増加傾向⁷の割合がやや弱い傾向にある。（表 8）

表 7 DID 人口割合の推移（三大都市圏の自治体）

人口階級	自治体数	DID人口割合増加率					(構成割合)					(構成割合)	
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(j)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(i)+(ii)	(iv)+(v)
		増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向 概ね増加傾向	概ね減少傾向 減少傾向
50万人以上	4	2	1	1	0	0	50%	25%	25%	0%	0%	75%	0%
40万人以上50万人未満	5	1	2	1	1	0	20%	40%	20%	20%	0%	60%	20%
30万人以上40万人未満	11	4	2	4	1	0	36%	18%	36%	9%	0%	55%	9%
25万人以上30万人未満	10	4	2	1	2	1	40%	20%	10%	20%	10%	60%	30%
20万人以上25万人未満	13	5	5	1	1	1	38%	38%	8%	8%	8%	77%	15%
15万人以上20万人未満	17	9	2	5	1	0	53%	12%	29%	6%	0%	65%	6%
10万人以上15万人未満	37	14	12	8	0	3	38%	32%	22%	0%	8%	70%	8%
5万人以上10万人未満	77	22	22	22	6	5	29%	29%	29%	8%	6%	57%	14%
3万人以上5万人未満	38	5	12	12	4	5	13%	32%	32%	11%	13%	45%	24%
2万人以上3万人未満	26	5	6	7	4	4	19%	23%	27%	15%	15%	42%	31%
1万人以上2万人未満	41	12	11	5	8	5	29%	27%	12%	20%	12%	56%	32%
0人以上1万人未満	27	1	5	8	3	10	4%	19%	30%	11%	37%	22%	48%
合計	306	84	82	75	31	34	27%	27%	25%	10%	11%	54%	51%

各人口階級において、「増加傾向」または「概ね増加傾向」の割合が50%以上

⁶ 政令指定都市及び東京都特別区を除く 1698 自治体（市町村）のうち、分析対象とした平成 7 年～27 年の過去 20 年間に DID が存続した自治体は 766 市町村。その他に、過去 20 年間に DID が消滅した自治体が 100、DID が新たに誕生した自治体が 16、DID が存在しなかった自治体が 816 ある。

⁷ 表 7 から表 10 における「傾向」の定義は、以下のとおりとする。

- ・「増加傾向」：過去 20 年間（調査回数 5 回）のうち、増加率が上昇した回数が 4 回中 4 回
- ・「概ね増加傾向」：過去 20 年間（調査回数 5 回）のうち、増加率が上昇した回数が 4 回中 3 回
- ・「拮抗傾向」：過去 20 年間（調査回数 5 回）のうち、増加率が上昇した回数が 4 回中 2 回
- ・「概ね減少傾向」：過去 20 年間（調査回数 5 回）のうち、増加率が上昇した回数が 4 回中 1 回
- ・「減少傾向」：過去 20 年間（調査回数 5 回）のうち、増加率が上昇した回数が 4 回中 0 回

表 8 DID 人口割合の推移（三大都市圏以外の自治体）

人口階級	自治体数	DID人口割合増加率					(構成割合)					(構成割合)	
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(i)+(ii)	(v)+(v)
		増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向 概ね増加傾向	概ね減少傾向 減少傾向
50万人以上	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
40万人以上50万人未満	2	1	1	0	0	0	50%	50%	0%	0%	0%	100%	0%
30万人以上40万人未満	6	1	1	2	2	0	17%	17%	33%	33%	0%	33%	33%
25万人以上30万人未満	8	4	2	1	1	0	50%	25%	13%	13%	0%	75%	13%
20万人以上25万人未満	6	3	1	1	0	1	50%	17%	17%	0%	17%	67%	17%
15万人以上20万人未満	19	5	7	2	3	2	26%	37%	11%	16%	11%	63%	26%
10万人以上15万人未満	14	6	4	2	0	2	43%	29%	14%	0%	14%	71%	14%
5万人以上10万人未満	59	16	23	11	7	2	27%	39%	19%	12%	3%	66%	15%
3万人以上5万人未満	64	21	18	14	7	4	33%	28%	22%	11%	6%	61%	17%
2万人以上3万人未満	59	13	17	14	9	6	22%	29%	24%	15%	10%	51%	25%
1万人以上2万人未満	127	25	29	17	28	28	20%	23%	13%	22%	22%	43%	44%
0人以上1万人未満	96	9	14	25	17	31	9%	15%	26%	18%	32%	24%	50%
合計	460	104	117	89	74	76	23%	25%	19%	16%	17%	48%	33%

各人口階級において、「増加傾向」または「概ね増加傾向」の割合が50%以上（一部を除いて）

※ただし、「概ね増加傾向」の割合が、「増加傾向」と比べてやや多めであることに留意

一方で、表 7 及び表 8 において、三大都市圏か否かにかかわらず、DID 人口が 1 万人を下回る自治体においては、DID 人口割合が減少している自治体が多い。また、本表には掲載されていないが、過去 20 年間で DID が消滅した自治体が 100 自治体あり、これらのほとんどは DID 人口が 1 万人未満を下回る規模であったところが消滅している。

また、これらの自治体における DID 人口密度については、以下のことが言える。

- ・三大都市圏においては、DID 人口が 15 万人以上の自治体においては、DID 人口密度が増加している自治体が多い傾向にある。また、DID 人口が 5 万人未満の自治体においては、DID 人口密度が減少している自治体が多い傾向にある。（表 9）
- ・三大都市圏以外においては、すべての人口階級において、DID 人口密度が減少している自治体が多い。（表 10）

表 9 DID 人口密度の推移（三大都市圏の自治体）

人口階級	自治体数	DID人口密度増加率					(構成割合)					(構成割合)		(構成割合)	
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(i)+(ii)	(v)+(v)		
		増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向 概ね増加傾向	概ね減少傾向 減少傾向		
50万人以上	4	2	1	0	0	1	50%	25%	0%	0%	25%	75%	25%		
40万人以上50万人未満	5	3	1	0	0	1	60%	20%	0%	0%	20%	80%	20%		
30万人以上40万人未満	11	4	1	3	2	1	36%	9%	27%	18%	9%	45%	27%		
25万人以上30万人未満	10	5	0	1	3	1	50%	0%	10%	30%	10%	50%	40%		
20万人以上25万人未満	13	6	4	1	1	1	46%	31%	8%	8%	8%	77%	15%		
15万人以上20万人未満	17	6	6	2	3	0	35%	35%	12%	18%	0%	71%	18%		
10万人以上15万人未満	37	10	7	9	6	5	27%	19%	24%	16%	14%	46%	30%		
5万人以上10万人未満	77	15	16	17	17	12	19%	21%	22%	22%	16%	40%	38%		
3万人以上5万人未満	38	4	5	6	16	7	11%	13%	16%	42%	18%	24%	61%		
2万人以上3万人未満	26	3	2	6	6	9	12%	8%	23%	23%	35%	19%	58%		
1万人以上2万人未満	41	8	5	6	7	15	20%	12%	15%	17%	37%	32%	54%		
0人以上1万人未満	27	1	1	3	9	13	4%	4%	11%	33%	48%	7%	81%		
合計	306	67	49	54	70	66	22%	16%	18%	23%	22%	38%	44%		

各人口階級において、「増加傾向」または「概ね増加傾向」の割合が50%以上（一部を除いて）

各人口階級において、「概ね減少傾向」または「減少傾向」の割合が50%以上

表 10 DID 人口密度の推移（三大都市圏以外の自治体）

人口階級	自治体数	DID人口密度増加率					(構成割合)					(構成割合)		(構成割合)	
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(i)	(ii)	(iii)	(iv)	(v)	(i)+(ii)	(v)+(v)		
		増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向	概ね増加傾向	拮抗傾向	概ね減少傾向	減少傾向	増加傾向 概ね増加傾向	概ね減少傾向 減少傾向		
50万人以上	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-		
40万人以上50万人未満	2	0	0	1	1	0	0%	0%	50%	50%	0%	0%	50%		
30万人以上40万人未満	6	0	1	1	2	2	0%	17%	17%	33%	33%	17%	67%		
25万人以上30万人未満	8	1	2	1	2	2	13%	25%	13%	25%	25%	38%	50%		
20万人以上25万人未満	6	0	0	1	2	3	0%	0%	17%	33%	50%	0%	83%		
15万人以上20万人未満	19	0	2	1	4	12	0%	11%	5%	21%	63%	11%	84%		
10万人以上15万人未満	14	2	1	2	5	4	14%	7%	14%	36%	29%	21%	64%		
5万人以上10万人未満	59	8	8	14	7	22	14%	14%	24%	12%	37%	27%	49%		
3万人以上5万人未満	64	9	11	9	18	17	14%	17%	14%	28%	27%	31%	55%		
2万人以上3万人未満	59	2	9	11	14	23	3%	15%	19%	24%	39%	19%	63%		
1万人以上2万人未満	127	5	18	13	28	63	4%	14%	10%	22%	50%	18%	72%		
0人以上1万人未満	96	2	3	11	29	51	2%	3%	11%	30%	53%	5%	83%		
合計	460	29	55	65	112	199	6%	12%	14%	24%	43%	18%	68%		

各人口階級において、「減少傾向」または「概ね減少傾向」の割合が50%以上（一部を除いて）

以上から、全国の自治体における全体的な傾向として、一定規模以上の DID 人口を有する自治体においては、DID 人口割合あるいは DID 人口密度が増加している傾向が見られるため、人口が DID に集中する傾向が進んでおり、この観点からの居住地のコンパクト化は進んでいると概ね評価できる。

(b) 「ネットワーク」の進捗状況

「ネットワーク」の評価については、本来は地域間が交通や情報通信で階層的かつ重層的につながっていることへの評価が必要であるが、データ取得の制約から、今回は広域的な交通ネットワークによる主要都市から各市町村までの所要時間及び到達可能人口率（起点となる主要都市から、一定時間以内で到達できる自治体の人口の、総人口に占める割合）の変遷について、過去 30 年間の変化を分析する。

図 15 は、東京都庁を起点として、全国の自治体への所要時間及び到達可能人口率を示したものである。これの過去 30 年間の変化をみると、東京都庁からの到達可能人口率は、例えば 3 時間以内については 59.6%（1986 年）から 70.5%（2016 年）に、4 時間以内については 91.7%（1986 年）から 97.4%（2016 年）に増加している。また、特に 3 時間以上については空港の整備が大きく寄与しているものと考えられるが、航空を利用しない場合の到達可能人口率についても、3 時間以内については 37.3%（1986 年）から 44.6%（2016 年）に、4 時間以内については 49.5%（1986 年）から 63.9%（2016 年）に増加している。すなわち、新幹線や高速道路といった、総合的な交通ネットワーク体系は着実に整備が進んでいることを示している。

実際に、過去 30 年間に於ける、東京都庁を起点とする 3.5 時間以内の到達可能範囲の拡大状況を見てみると、図 16 に示すように、空港の開港、新幹線の開通、高速道路の開通等により、到達可能人口が増加していることが明確に示されており、東京を起点とする交通ネットワークは着実に整備が進んでおり、この観点からのネットワーク化は一定程度進展している。

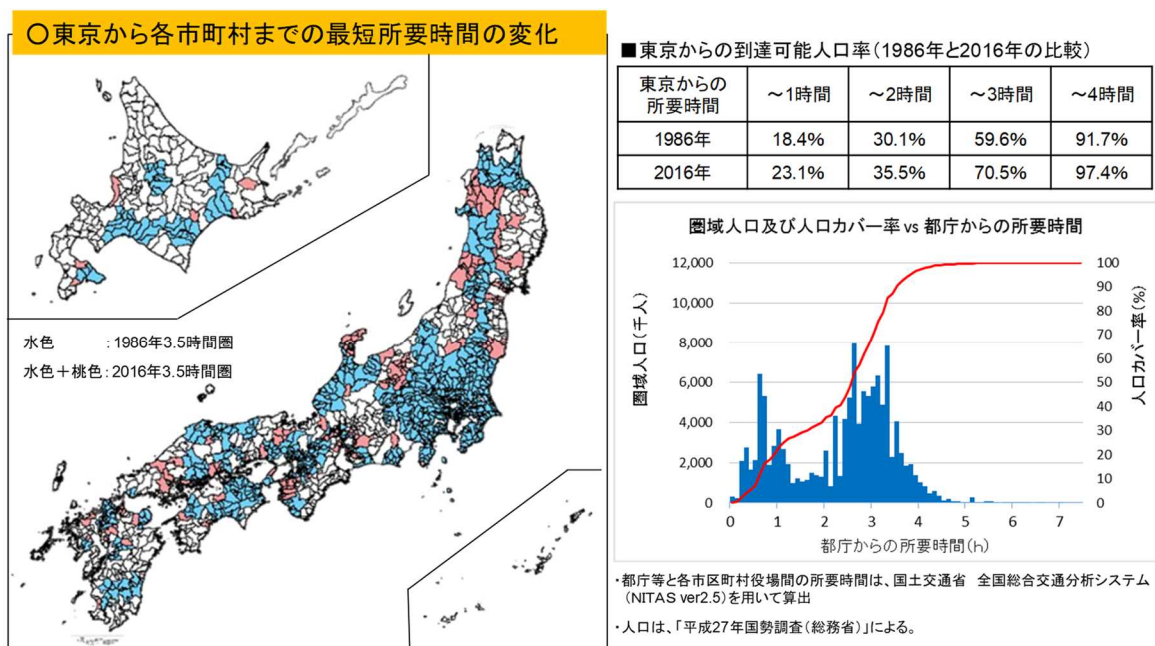


図 15 東京都庁を起点とした各市町村までの最短所要時間の変化

○東京から各市町村までの最短所要時間の変化【要因分析】

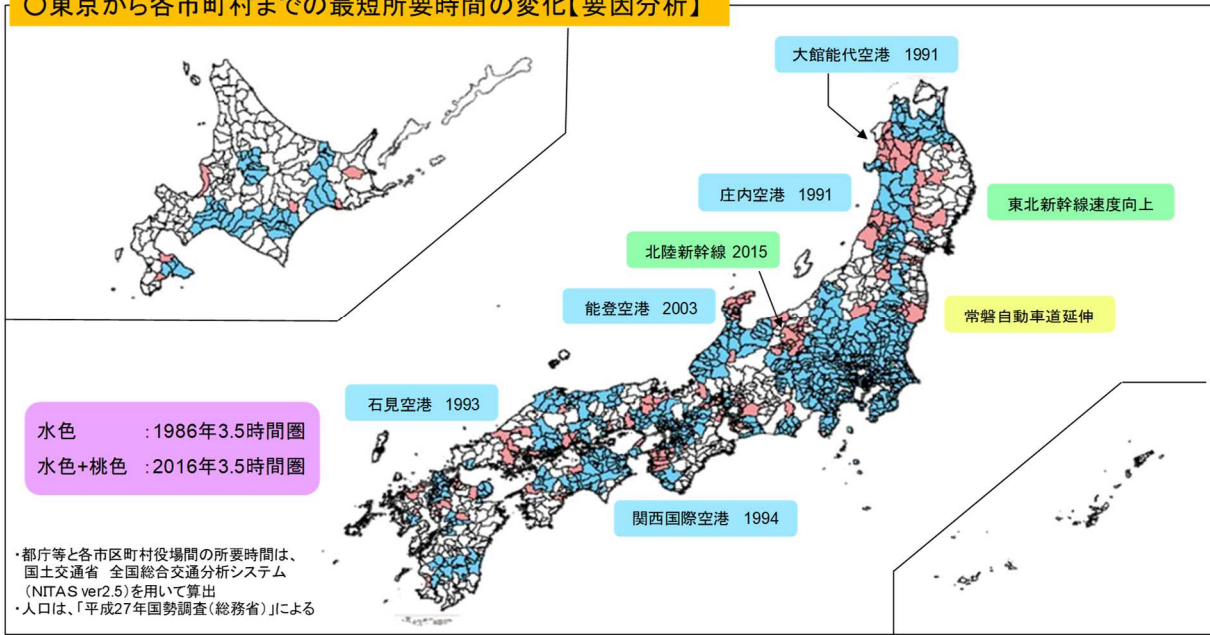


図 16 東京都庁を起点とした到達可能範囲の変化

また、東京以外の主要都市から、同様に過去 30 年間の到達可能人口率の変化を算出した結果を図 17 及び図 18 に示す。大阪（大阪府庁）及び名古屋（愛知県庁）を起点とする到達可能人口率は、航空利用を含む場合と含まない場合の両方において、東京とほぼ同程度の水準であることが分かる。これは、東京も含め、起点自体が大きな人口集積地帯であることに加え、高速交通ネットワークの整備が高水準に行われてきたことの集積の結果でもある。

一方で、三大都市圏以外の都市を起点とした場合の到達可能人口率については、近年の高速交通ネットワークの整備により徐々に到達可能人口率は向上していつているものの、その水準は三大都市圏と比べると依然低い水準にとどまっている。

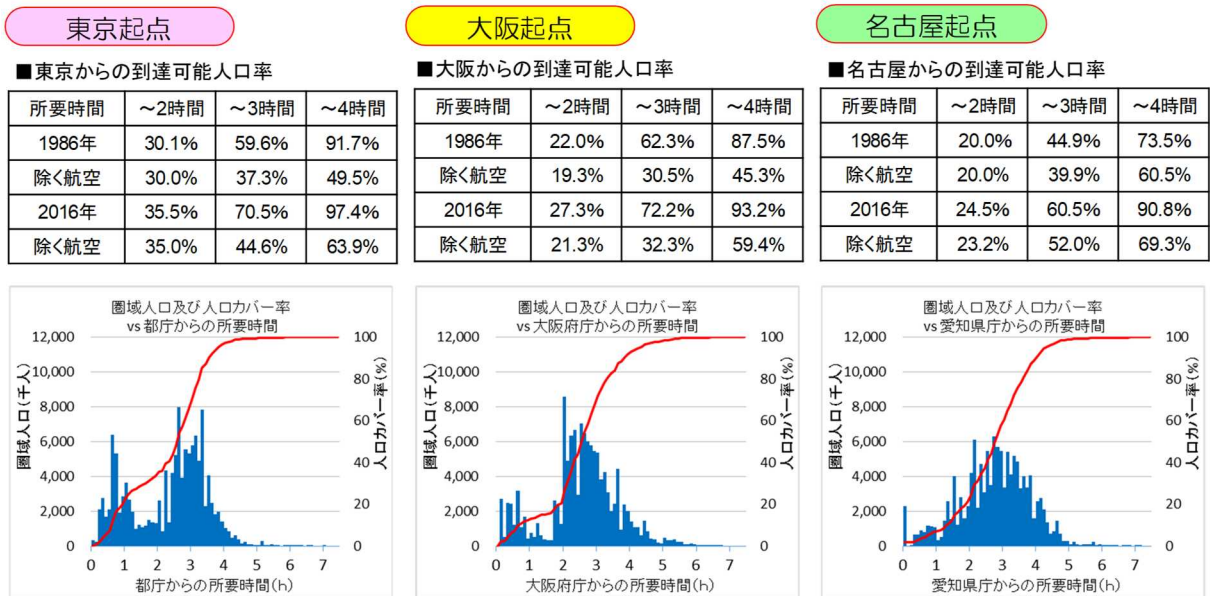
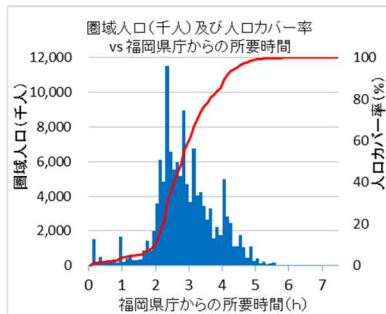


図 17 主要都市を起点とした到達可能人口率の変化（1）

福岡起点

■福岡からの到達可能人口率

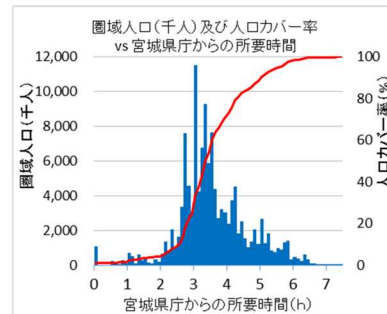
所要時間	～2時間	～3時間	～4時間
1986年	8.5%	52.8%	77.9%
除く航空	5.8%	11.0%	18.6%
2016年	12.2%	61.8%	89.3%
除く航空	7.2%	13.3%	25.9%



仙台起点

■仙台からの到達可能人口率

所要時間	～2時間	～3時間	～4時間
1986年	4.6%	13.7%	57.1%
除く航空	4.6%	9.8%	34.4%
2016年	4.6%	33.7%	72.7%
除く航空	4.6%	28.4%	42.8%



広島起点

■広島からの到達可能人口率

所要時間	～2時間	～3時間	～4時間
1986年	5.5%	19.4%	48.1%
除く航空	5.5%	19.4%	33.0%
2016年	7.1%	32.0%	67.6%
除く航空	7.1%	22.9%	37.9%

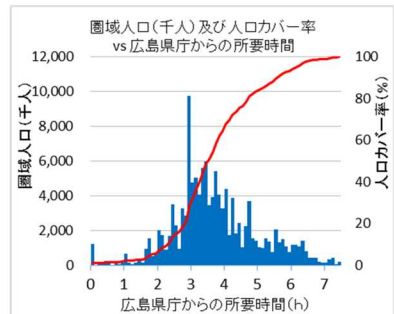
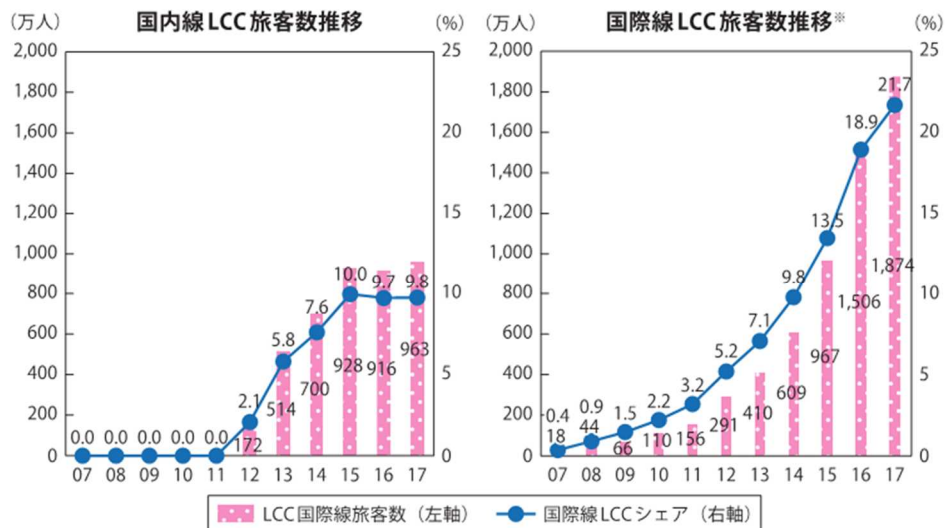


図 18 主要都市を起点とした到達可能人口率の変化 (2)

また、高速交通ネットワークの近年の変化として、同じ交通モードの中でも利用者が選択できる幅が広がったことがあげられる。例えば日本の航空業界においては、従来からのフルサービスキャリアに加えて、平成 24 年 3 月から日本においても格安航空会社 (LCC) の参入が始まり、低価格の運賃での運送サービスを提供されるようになったことにより、(他の交通モードからの転換も含め) 利用者にとっては航空機による移動がしやすくなった。

このような交通機関の選択肢の増加による利便性向上は、交通モードごとの単純な所要時間での比較だけでは表現できていないため、交通ネットワーク整備のより正確な評価方法については、今後の検討課題である。



※ 2018年8月時点のデータによる集計

【出典】令和元年度 国土交通白書

図 19 我が国の LCC 旅客数の推移

(3) 国土の基本構想実現のための基本的方向性の進捗状況

本計画における国土の基本構想である「対流促進型国土の形成」及び「コンパクト+ネットワーク」を実現するためには、国土づくりに関するあらゆる分野の施策を総動員する必要がある。これらの施策の方向性のうち、中心的なものについて「基本的方向性」として位置づけている。これら「基本的方向性」の進捗状況について評価を行う。評価にあたっては、「基本的方向性」の各項目が進捗することにより現れる状態を、アウトカムとして整理し、それぞれのアウトカムに対し、その達成状況を表す指標（モニタリング指標）を設定する。このモニタリング指標の変化をもって、アウトカムの進捗状況、すなわち「基本的方向性」の進捗状況として整理することとする。

「基本的方向性」の各項目、それぞれに対応するモニタリング指標及びその変化について、表11から表15に示す。

表 11 「基本的方向性」の各項目、モニタリング指標及びその変化（1）

項目	整理番号	項目名	モニタリング指標	変化	数値
第1部 ローカルに輝き、グローバルにはばたく国土					
(1) 個性ある地方の創生					
① 目指すべき地方の姿					
	1	地域住民が「豊かさ」を実感できる地域づくり	住民自身が生活に「豊かさ」を実感している人の割合	↑	「満足している」「まあ満足している」と答えた人の割合 70.3% (H26) → 73.8% (R1)
	2	自立的な地域づくり	まちづくりNPOの数	↑	全国：21,930 (H27) → 22,740 (H31) 指定都市：4,021 (H27) → 4,222 (H31) 都道府県：17,909 (H27) → 18,518 (H31)
	3	安定的で持続可能な地域づくり	まちづくりNPOの数【No.2の再掲】	—	
② 地域構造の将来性					
	4	集落地域における「小さな拠点」形成・活用	市町村版総合戦略に位置付けのある小さな拠点の数	↑	722箇所 (H28) → 1,181箇所 (R1)
	5	地方都市におけるコンパクトシティの形成	誘導区域内に立地する誘導施設数の割合が増加した市町村	↑	・平成28年度までに立地適正化計画を公表した都市において、誘導施設の集約状況について「増加した」と答えた都市の割合 ・28.0% (28都市/100都市) (H30.4時点) → 46.9% (46都市/98都市) (H31.4時点)
	6	連携中枢都市圏等による活力ある経済・生活圏の形成	誘導区域内に居住している人口の割合が増加した市町村 連携中枢都市圏の圏域数、定住自立圏の圏域数	↑ ↑	・平成28年度までに立地適正化計画を公表した都市において、人口の集約状況について「増加した」と答えた都市数の割合 ・69.8% (44都市/63都市) (H30.4時点) → 74.1% (60都市/81都市) (H31.4時点) (連携中枢都市圏) 4箇所 (H27.8) → 32箇所 (H31.4) (定住自立圏) 84箇所 (H27.8) → 118箇所 (R1.10)
③ 魅力ある「しごと」の創出					
	7	地域消費型産業の付加価値生産性の向上等	地域内産業を主に担うと想定される小企業の生産性向上	↑	小企業における生産性向上（従業員1人あたり付加価値額の変化） 373万円 (H24) → 415万円 (H28)
	8	移輸出型産業の競争力強化	農林水産物の輸出額	↑	・農林水産物輸出金額（億円） 6,117 (H26) → 9,068 (H30)
	9	地域発イノベーションの創出、「企業増加町」の醸成	地域における起業家数	↓	・地域における起業家数の変化 249.2万人 (H24) → 229.5万人 (H29) ・15歳以上人口1万人あたりの起業家数の変化 463人/万人 (H24) → 433人/万人 (H29)
	10	業務機能の東京からの分散等	東京以外の地方ブロック内に本社を置く企業数の割合の変化	↓	東京23区以外に立地する本社数（企業等数）の割合 86.2% (H24) → 85.8% (H28)

表 12 「基本的方向性」の各項目、モニタリング指標及びその変化（2）

項目	整理番号	項目名	モニタリング指標	変化	数値
④「人の対流」の推進と国民生活					
	11	人の対流の原動力となる地方の魅力・強みの強化等	認定を受けた地域資源活用支援計画数	↑	認定を受けた地域資源活用計画の計画数 1,586 (H27d末) → 2,070 (H30d末)
	12	地方への移住・住み替え、「二地域居住」「二地域生活・就労」の推進	地方移住に関する問い合わせ件数	↑	NPO法人ふるさと回帰支援センター（東京センター）における問い合わせ総数 12,876件（2014年度）→ 41,752件（2018年度）
	13	若者が地方で住み続けられる環境の整備	地域（地方部）における県内就職率	↑	・ 3大都市圏を除く36県を合計した県内就職率は、増加している。（97.4%（H27）→ 98.0%（H31）） ・ 3大都市圏を除く36県中、就職率が増加したのは21県、減少したのは15県であった。（H27.3.31現在→ H31.3.31現在）
			地方在住者が地元地域の地方大学に進学する割合	↑	北海道：68.3%（H27）→ 67.6%（R1）（▲0.7%） 東北：54.0%（H27）→ 56.6%（R1）（+2.6%） 関東：29.4%（H27）→ 31.1%（R1）（+1.7%） 北陸：44.9%（H27）→ 48.7%（R1）（+3.8%） 中部：25.1%（H27）→ 26.7%（R1）（+1.6%） 近畿：17.7%（H27）→ 19.0%（R1）（+1.3%） 中国：55.4%（H27）→ 56.2%（R1）（+0.8%） 四国：16.2%（H27）→ 16.7%（R1）（+0.5%） 九州：71.6%（H27）→ 72.6%（R1）（+1.0%） 沖縄：51.9%（H27）→ 51.2%（R1）（▲0.7%）
	14	集落の生活の維持	農業者の農業以外からの収入の割合	↓	1経営体あたり農業所得率が減少した経営区分：4区分／全13区分
	15	2020年東京オリパラを契機とした地域の活性化	海外との姉妹都市・友好都市の提携件数	↑	姉妹都市提携数 1694 (H27) → 1742 (H30)
(2) 活力ある大都市圏の整備					
①大都市圏の個性と連携による新たな価値の創造					
	16	国内外のヒト、モノ、カネ、情報が対流する「創造の場」としての機能の向上	大都市圏における特許登録数	↑	大都市圏における特許登録数 ・ 東京圏：88,832件（H27）→ 89,659（H30）（+0.9%） ・ 名古屋圏：17,848件（H27）→ 18,864（H30）（+5.7%） ・ 大阪圏：24,685件（H27）→ 26,419（H30）（+7.0%）
	17	国際的な都市間競争に打ち勝つ世界のモデルとなる東京圏の形成	世界の都市総合ランキングにおける東京の順位	↑	「世界の都市総合ランキング」における東京の順位 4位（2015年）→ 3位（2019年）
	18	個性を生かした関西圏、名古屋圏の形成	世界の都市総合ランキングにおける大阪の順位	↓	「世界の都市総合ランキング」における大阪の順位 24位（2015年）→ 29位（2019年）
②安全・安心な大都市圏の形成					
	19	安全・安心な大都市圏の形成	大都市圏における国土強靱化地域計画策定団体数	↑	1団体（H27.7）→ 24団体（R1.10）
③安心して子どもを産み育てるための環境整備					
	20	安心して子どもを産み育てるための環境整備	待機児童数	↑	23,167人（H27.4.1）→ 16,772人（H31.4.1）
			大都市圏における合計特殊出生率	↓	合計特殊出生率が増加した大都市圏（東京圏・名古屋圏・大阪圏）に属する都府県の数 ：0都府県／11都府県
(3) グローバルな活躍の拡大					
①世界に活動の場を広げ、成長力を高める					
	21	我が国の企業の国際競争力の強化	世界競争力ランキングにおける日本の順位	↓	・ IMD WORLD COMPETITIVENESS RANKING 27位（2015）→ 30位（2019）
	22	我が国の技術力強化	国際特許出願数の世界比較	↓	国際特許出願件数 - 全分野の国際ランキング ・ 2位（2015）→ 3位（2018）
	23	新しい成長産業の誘導	日本におけるユニコーン企業	→	日本におけるユニコーン企業 1社（2014年）→ 2社（2019.12）
②海外から投資を呼び込むための事業環境等の整備					
	24	海外から投資を呼び込むための事業環境等の整備	対日投資案件の支援件数・誘致成功件数（JETRO）	↑	ジェトロ対日投資誘致成功件数 160件（2015年度）→ 193件（2017年度）

表 13 「基本的方向性」の各項目、モニタリング指標及びその変化（3）

項目	整理番号	項目名	モニタリング指標	変化	数値
③グローバルな「対流」促進の強化					
	25	空港の機能強化等による航空ネットワークの充実	成田・羽田・関空・中部の着陸回数・旅客数	↑	成田・羽田・関空・中部の旅客数 14,573万人（H27d）→16,858万人（H30d） 成田・羽田・関空・中部の着陸回数 47万回（H27d）→50万回（H30d）
	26	国際競争力を有する物流網の構築	国際物流ネットワークの実現（国際コンテナ航路寄港数）	↑	我が国港湾への外貨定期コンテナ航路便数 811.5便/週（H27.4）→820.9便/週（R1.5）
	27	アジア・ユーラシアダイナミズムを取り込むためのゲートウェイ機能の強化と日本海・太平洋二面活用型国土の形成	国際物流ネットワークの実現（基幹航路寄港数）	↓	国際戦略港湾への基幹航路（北米・欧州航路）便数 34.8便/週（H27.4）→31.0便/週（R1.5）
			対アジア・ユーラシア貿易額の増加	↓	対アジア・ユーラシア輸出入金額の変化 ・100.5兆円（平成26年度）→99.8兆円（平成30年度）
			対アジア・対ユーラシア物流ネットワーク（航路）の増加	↑	我が国港湾における対アジア（近海・東南アジア）への外貨定期コンテナ航路の寄港数 742.4便/週（H27.4）→758.6便/週（R1.5）
④リニア中央新幹線によるスーパー・メガリージョンの形成					
	28	スーパー・メガリージョンの新たな可能性の発揮	【No. 29と共通】	—	
	29	スーパー・メガリージョンの形成に向けた構想	スーパー・メガリージョン構想の策定	↑	スーパー・メガリージョン構想の策定 未策定（H27）→策定（R1.5）
⑤観光立国のさらなる展開					
	30	2020年を大きな通過点としつつ、その後の長期を見通した戦略的な取組の推進	訪日外客数	↑	訪日外客数 1974万人（2015）→3119万人（2018）
	31	戦略的な訪日プロモーションの強化	地方における訪日外国人宿泊者数の強化	↑	地方における訪日外国人宿泊者数（延べ）の変化 1483万人（H26）→3097万人（H29）
	32	外国人旅行者の受入環境整備	外国人旅行者の満足度調査	↑	訪日旅行全体の満足度（「大変満足」と「満足」の合計） 93.2%（2014年）→93.7%（2018年）
	33	世界に通用する魅力ある観光地域づくり	世界各国・地域からの訪日外国人観光客数	↑	各国・地域別外国人訪問者における日本の順位 23位（2014年）→12位（2018年）
	34	MICEの誘致・開催促進と外国人ビジネス客の取り込み	国際会議開催件数	↑	日本における国際会議開催件数 355件（2015年）→492件（2018年）
第2部 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤					
(1) 災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築					
	35	適切な施策の組合せと効率的な対策の推進	国土強靱化地域計画策定団体数	↑	3大都市圏における国土強靱化地域計画策定市区町村数 ・5（H27.8）→117（R1.10）
	36	都市の防災・減災対策の強力な推進	都市部における国土強靱化地域計画策定団体数	↑	3大都市圏における国土強靱化地域計画策定市区町村数 ・東京圏：1（H27.8）→8（R1.10） ・名古屋圏：0（H27.8）→9（R1.10） ・大阪圏：0（H27.8）→7（R1.10）
	37	諸機能及びネットワークの多重性・代替性確保等による災害に強い国土構造の構築	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	↑	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率 75%（H25）→79%（H31.3）
	38	自助、共助とそれらを支える公助の強化	防災士登録認証者数	↑	防災士登録認証者数 109,093人（H28.3末）→180,649人（R1.10末）
			自主防災組織活動カバース率	↑	自主防災組織活動カバース率（全国世帯数に対する自主防災組織が活動範囲としている地域の世帯数の割合） 81.0%（H27.4.1）→83.2%（H30.4.1）
	39	東日本大震災の被災地の復興と福島の再生に向けた取組の推進	—	—	

表 14 「基本的方向性」の各項目、モニタリング指標及びその変化（4）

項目	整理番号	項目名	モニタリング指標	変化	数値
(2) 国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成					
① 国土の適切な管理・土地の有効利用					
	40	食料の安定供給に不可欠な農地の確保と多面的機能発揮のための良好な管理	作付延べ面積	↓	・作付延べ面積 414.6万ha(H26)→404.8万ha(H30)
	41	国土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林の割合	↓	土壌を保持し水を育む機能が良好に保たれている森林の割合 72.63%(H26) → 69.13%(H29)
			木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量	↑	木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量 137千万m ³ (H26) → 149千万m ³ (H29)
	42	健全な水循環の維持又は回復等	環境基準達成水域の割合	↓	河川・湖沼における環境基準の達成率（河川：BOD、湖沼：COD） ・河川：95.8%(H27d)→94.0%(H29d) ・湖沼：58.7%(H27d)→53.2%(H29d)
	43	土地の有効利用の促進等	【No.5と共通】	—	
	44	美しい景観、魅力ある空間の保全、創出と活用	景観計画策定団体数	↑	景観計画策定団体数 449団体(H26.9末)→558団体(H30.3末)
② 環境と共生した持続可能な国土づくり					
	45	生物多様性の確保及び自然環境の保全・再生・活用	自然公園（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）の利用者数	↑	国立公園利用者数： 35,218万人(H26d)→36,747万人(H29d) 国定公園利用者数： 27,773万人(H26d)→29,232万人(H29d) 都道府県立自然公園利用者数： 24,243万人(H26d)→24,929万人(H29d)
	46	地域における食料、エネルギー、資源の安定確保	コージェネレーションの導入実績	↑	民生用・産業用のコージェネレーション導入実績（累計、全燃料）（撤去・削減分を差し引いた値） ・発電容量：1020.3万kW(2014年度末)→1076.5万kW(2018年度末) ・台数：15,742台(2014年度末)→17,553台(2018年度末)
	47	地球温暖化の緩和と適応に向けた取組等、地球環境問題への対応	日本におけるCO2排出量	↑	我が国の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素(CO2)換算） 13億2,500万トン(平成27年度)→12億9,200万トン(平成29年度)
③ 海洋・海域の保全と利活用					
	48	海洋権益の保全及び海洋資源・海洋再生可能エネルギーの開発等の利活用の推進	洋上風力発電の導入容量	↑	固定価格買取制度における洋上風力発電設備導入量（新規導入分と移行導入分の合計） 0kW(H27.7)→4390kW(R1.6)
	49	陸域と一体となった自然環境の保全・再生	沿岸域毎の水質基準達成率	↓	海域における環境基準の達成率(COD) ・海域：81.1%(H27d)→78.6%(H29d)
	50	離島の適切な保全・管理と有人離島への持続的な定住への取組	離島自治体において、人口が転入超過となっている自治体の数	↑	離島自治体において、人口が転入超過となっている自治体の数 22自治体(2014年)→25自治体(2018年)
	51	領土・領海の堅守	—	—	
④ 国民の参加による国土管理					
	52	複合的な効果をもたらす施策の推進による国土管理	—	—	
	53	人口減少等に伴う開発圧力低下の機会をとらえた国土の選択的利用	立地適正化計画の策定数	↑	・立地適正化計画を策定・公表している団体数： 0団体(H27.8)→272団体(R1.7)
	54	多様な主体による国土の国民的経営	住民が主体的に地域社会づくりに参加していると思う割合	↓	地域の課題を住民が主体的に解決し活性化を図るような地域社会づくりが進んでいる。「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合 19.0(H27)→17.0(R1)
(3) 国土基盤の維持・整備・活用					
① 国土基盤整備の安定的・持続的な推進					
	55	厳しい財政状況を踏まえた「選択と集中」の徹底の下での社会資本整備	—	—	
	56	エネルギーインフラの充実	再生可能エネルギー発電設備導入量	↑	固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入量（新規導入分と移行導入分の合計） 3117万kW(H27.7)→5833万kW(R1.6)
	57	情報通信インフラの整備	5G通信網の整備率	→	5G通信網の整備率 0%(2015年)→0%(2019年)

表 15 「基本的方向性」の各項目、モニタリング指標及びその変化（5）

項目	整理番号	項目名	モニタリング指標	変化	数値
② 国土基盤の戦略的メンテナンスの推進					
	58	国土基盤の戦略的メンテナンスの推進	インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づく、個別施設計画の策定率	↑	例えば、 ・ダム：26% (H27.3) → 96% (H31.3) ・港湾・係留施設：93% (H27.3) → 97% (H31.3) ・自動車道・橋：0% (H27.3) → 72% (H31.3)
③ 国土基盤を賢く使う					
	59	国土基盤を賢く使う	-	-	
④ 国土基盤を支える担い手の確保とインフラビジネスの拡大					
	60	国土基盤を支える担い手の確保とインフラビジネスの拡大	建設業に従事する若い世代の就業者数	↑	建設業に従事する若い世代（15～29歳）の変化 54万人（平成26年）→56万人（平成30年）
第3部 国土づくりを支える参画と連携					
(1) 地域を支える担い手の育成等					
	61	地域を支える担い手の育成等	地域づくり団体数【No.2の再掲】	-	
	62	「若者希望社会」の形成	若い世代が地域の未来に希望を持っていると思う割合（アンケート）	↓	若い世代が地域の未来に希望を持っている。「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合 14.4% (H29) → 13.9% (R1)
	63	「女性活躍社会」の実現	待機児童数【No.20の再掲】	-	
	64	「高齢者参画社会」の推進	高齢者における就業率（高齢者数総数に占める就業者の割合）	↑	65歳以上の就業率：21.7% (H27) → 24.3% (H30)
	65	「障害者共生社会」の実現	民間企業における法定雇用率達成企業の割合	↑	法定雇用率達成企業の割合：47.2% (H27) → 45.9% (H30) ※法定雇用率自体が、平成30年以降2.2%に変更されている（従前は2.0%）
(2) 共助社会づくり					
	66	共助社会づくりにおける多様な主体の形成	コミュニティの再生や新たなコミュニティづくりが進んでいると思う割合（アンケート）	↓	コミュニティの再生や新たなコミュニティづくりが進んでいる。「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合 24.2% (H29) → 19.3% (R1)
	67	ヒトの「対流」を活用した共助社会づくり	コミュニティの再生や新たなコミュニティづくりが進んでいると思う割合（アンケート）【No.66の再掲】	-	
	68	コミュニティの再生、新たなコミュニティづくり	コミュニティの再生や新たなコミュニティづくりが進んでいると思う割合（アンケート）【No.66の再掲】	-	
	69	出産・子育ての環境整備	待機児童数【No.20の再掲】	-	

上記の63のモニタリング指標（重複を除く）について、本計画の策定前後における変化を見たところ、表16に示すとおり、上昇した（望ましい方向に変化した）ものが45指標（71%）、下降した（望ましくない方向に変化した）ものが16指標（25%）、変化がなかったものが2指標（3%）、という結果となった。

結果として、指標は7割以上が上昇傾向であり、その限りにおいて「基本的方向性」は概ね進捗している状況にある、と言える。

表 16 モニタリング指標の変化（集計）

項目	モニタリング 指標数 ※重複除く	上昇した 指標数	変化なし	下降した 指標数
第1部 ローカルに輝き、グローバルにはばたく国土				
(1)個性ある地方の創生	16	13	0	3
(2)活力ある大都市圏の整備	6	4	0	2
(3)グローバルな活躍の拡大	15	10	1	4
第2部 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤				
(1)災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築	5	5	0	0
(2)国土の適切な管理による安全・安心で 持続可能な国土の形成	13	8	0	5
(3)国土基盤の維持・整備・活用	4	3	1	0
第3部 国土づくりを支える参画と連携				
(1)地域を支える担い手の育成等	3	2	0	1
(2)共助社会づくり	1	0	0	1
合計 (構成割合)	63 (100%)	45 (71%)	2 (3%)	16 (25%)

また、上記指標の1つである国際比較ランキング（世界競争力ランキング）に関連して、表 17 に示す複数の国際比較ランキングにおいて、日本はどのような点において高く（あるいは低く）評価されているのか、表 18 及び表 19 にまとめた。

表 17 対象とする国際比較ランキング

調査名	調査機関	調査概要	日本の順位
世界競争力ランキング	IMD(国際経営開発研究所)	・63カ国・地域を対象。 ・国の競争力に関連する統計等から競争力総合指標を作成。	総合30位/63カ国 (2019) ※1992年には日本は1位
グローバルイノベーションインデックスランキング	コーネル大学、欧州経営大学院、世界知的所有権機関	・126カ国／経済圏を対象。 ・技術革新と関連政策の有効性を査定。	13位／126カ国 (2018)
国際競争力レポート	WEF(世界経済フォーラム)	・140カ国を対象。 ・国の生産性の決定要因となる競争力を評価。	5位／140カ国

表 18 国際比較ランキングにおける日本の「強み」

分類	世界競争カランキグ	グローバルイノベーション インデックス	国際競争カレポート
雇用		・失業手当(1位)	・退職手当(9位) ・労使協力(5位)
健康	・健康・環境(8位)		・寿命(2位) ・健康(1位)
科学技術・研究	・科学インフラ(6位)	・研究開発(5位) ・研究開発支出対GDP比(5位) ・研究開発支出上位3社の平均支出額(4位) ・大学ランキング上位3校の平均科学研究スコア(8位) ・企業による研究開発(3位) ・企業が融資した研究開発(1位) ・論文の被引用数に基づく研究者の評価(6位)	・研究開発支出(3位) ・研究所の質(7位) ・論文の被引用数に基づく研究者の評価(6位)
教育		・PISAスケール(数学、読解力、科学的思考)(3位)	
通信インフラ		・ICT(5位) ・ICT普及(9位)	・ICT適用環境(3位) ・モバイルブロードバンド加入件数(8位) ・光ファイバーインターネット加入件数(3位) ・インターネット利用者数(8位)
交通インフラ			・道路インフラの質(6位) ・鉄道サービスの効率性(2位) ・航空機の接続(3位) ・航空サービスの効率性(6位) ・港の効率性(8位)
生活インフラ			・電化率(1位) ・送配電ロス率(10位)
環境	・健康・環境(8位)		
ビジネス環境	・ビジネス環境(7位) ・破産処理(1位) ・時価総額(8位) ・地方市場の競争の激しさ(1位) ・国内市場規模(4位)		・破産処理(2位) ・倒産規制の枠組み(8位) ・広告バイヤーの洗練度(7位) ・企業の多様性(2位) ・サービス競争(5位)
貿易		・貿易(3位)	・通関手続きの効率性(3位)
イノベーション		・クラスターの発展度(10位) ・2以上の特許ファミリー(1位) ・知的刺激(8位) ・貿易総額における知的財産の割合(支出)(9位) ・企業内の高度人材(3位) ・特許数(1位) ・国際出願特許(1位) ・ハイテク製品(9位) ・貿易総額における知的財産の割合(収入)(1位)	・イノベーション(6位) ・クラスターの発展度(8位) ・特許出願(1位)
文化	・エンターテインメント・メディア市場(6位)		
行政・規制		・政府の有効性(9位) ・電子政府における市民参加(2位) ・政府(7位)	・電子行政参加(5位) ・財産権(9位)
金融・経済		・国内信用取引(4位)	・金融市場(10位) ・民間部門の国内信用(7位) ・保険料(7位)
司法・治安			・殺人率の低さ(1位) ・警察の信頼性(9位) ・司法の独立(10位) ・論争解決の際の法的枠組みの効率性(8位) ・財産権(9位)

表 19 国際比較ランキングにおける日本の「弱み」

分類	世界競争カランキグ	グローバルイノベーション インデックス	国際競争カレポート
雇用			・雇用慣行(99位)
科学技術・研究	・外国資本の研究開発(93位)		
教育		・教育支出の対GDP比(90位)	
ビジネス環境	・生産性・効率性(56位) ・経営プラクティス(60位)		
貿易		・貿易総額におけるICTサービスの割合(収入)(99位)	・関税の複雑さ(105位)
イノベーション	・新ビジネス(95位)		
行政・規制	・財政(59位)		
金融・経済	・物価(59位)	・海外直接投資(支出)(117位)	・クレジットギャップ(122位) ・財・サービスの輸入(133位)
その他			・ソーシャルキャピタル(95位)

表 18 において、各調査に共通して高く評価されているのが、生活の基盤となる「インフラ」や、司法・行政・治安といった「制度」、また「科学技術・研究（特に企業及び資金の面）」などについても高く評価されていることが分かり、これらが国際競争環境における日本の「強み」であると言える。

一方、表 19 において、同じ研究開発でも外国資本に対する閉鎖性や新ビジネスへの結びつきについては評価が低く、また雇用慣行やビジネスの生産性・効率性、財政や物価等の面でも評価が低くなっており、これらが日本の「弱み」になっていることが分かる。また、別の調査ではあるが、「世界のジェンダー平等ランキング」において、日本はグローバルジェンダーギャップのランキングが世界 121 位になった。管理職やリーダーの女性の割合が低い、女性の賃金が低い、等の問題が指摘されており、これも国際的には日本の「弱み」として認識される必要がある。

今後、国際競争環境の中での日本のプレゼンスを向上させるためには、これらの国際的な「強み」及び「弱み」を把握した上での改善策が求められる。

2. 計画の活用実態・理解度

(1) 地方自治体における国土形成計画（全国計画）の活用実態について

本計画が、地方自治体において、本計画の基本理念はどの程度認識されているか、また、自治体における施策の企画立案等において、本計画の内容がどの程度反映されているか等、本計画の活用実態等について把握するため、地方自治体に対するアンケート調査を行った。調査の概要は表 20 に示すとおり、アンケート票及び集計結果は巻末資料に示すとおりである。

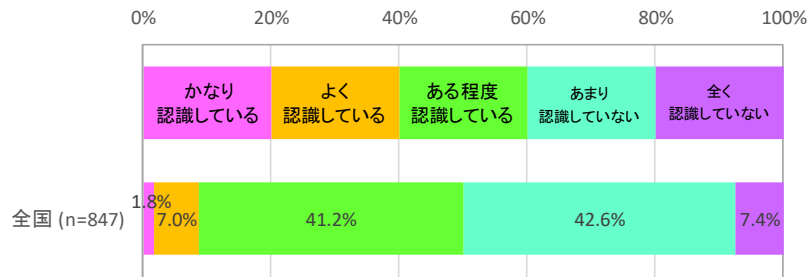
表 20 地方自治体向けアンケートの実施概要

[実施期間] 令和元年10月25日(金)～11月15日(金)
[実施方法] メールでの質問票送付・回答返送
[有効回答数] 850自治体/1,741自治体(回収率49%)

①国土形成計画（全国計画）の認識度

自治体における国土形成計画（全国計画）の認識度（「かなり認識している」「よく認識している」「ある程度認識している」の合計。以下同じ）は、全国で 49.9% となり、さほど広くは認識されていない結果となった。これは、国土形成計画（全国計画）よりも、広域ブロックごとに策定されている国土形成計画（広域地方計画）の方が、自治体にとってより強い関心があるものと考えられ、相対的に全国計画への関心が薄くなっているのではないかと推測される。

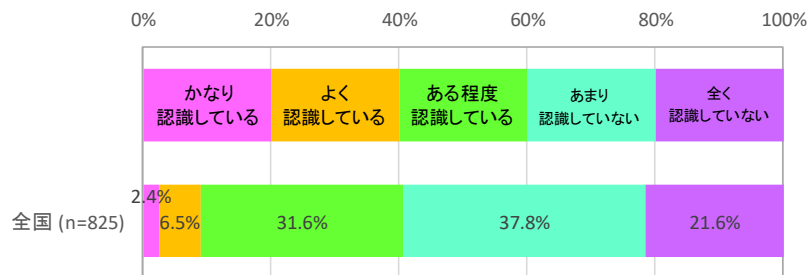
問. 貴自治体においては、国土形成計画（全国計画）について、どの程度認識されていますか。



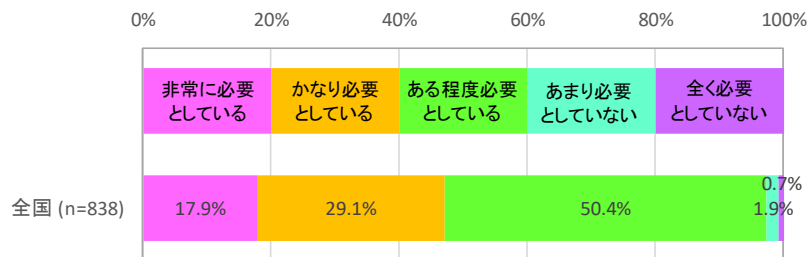
② 「対流促進型国土」の考え方の認識度

「対流促進型国土」の認識度は、全国で40.6%となり、この用語自体はあまり広く認識されていないことが分かった。一方で、「対流」を促進することの必要度（「非常に必要としている」「かなり必要としている」「ある程度必要としている」の合計。以下同じ。）は97.4%となっており、「対流促進型国土」の考え方については、広く理解を得られている、という結果となった。

問. 貴自治体においては、「対流促進型国土」の考え方について、どの程度認識されていますか。



問. 貴自治体において、ヒト・モノ・カネ・情報の「対流」を促進することは必要だと思いますか。



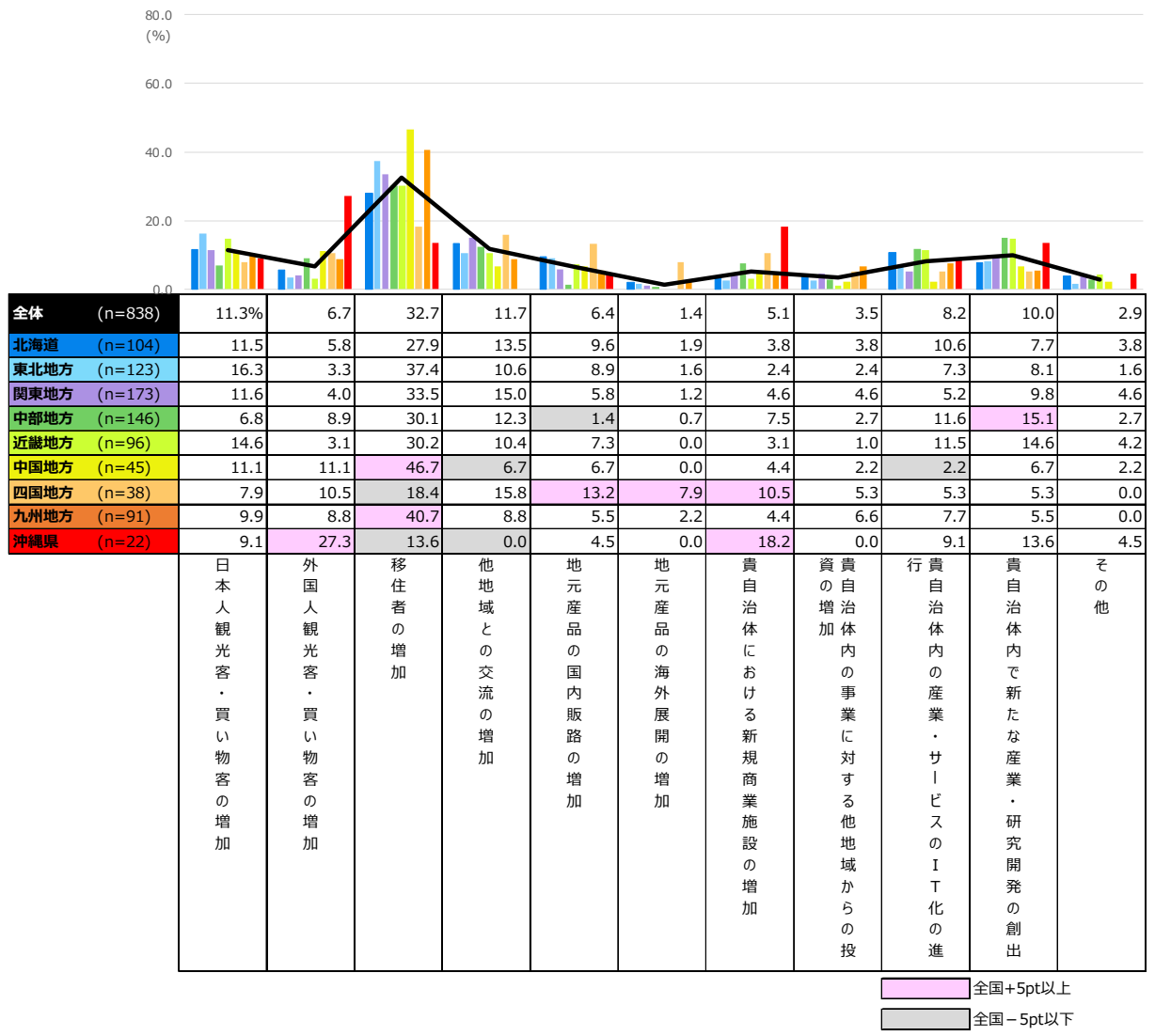
③ 今後「対流」を促進する上での関心の高いもの

自治体において、今後「対流」を促進するにあたって関心の高いものとして、全体では「移住者の増加（32.7%）」となった。

また、本問では、地域別に回答の傾向が異なる結果となっており、例えば中部地方では「新たな産業・研究開発の創出（15.1%）」「産業・サービスのIT化の進行（11.6%）」が高く、四国地

方では「地元産品の国内販路の増加（13.2%）」、沖縄県では「外国人観光客・買い物客の増加（27.3%）」がより高い結果となった。各地方において特徴ある分野、注力している分野に応じて、着目する「対流」も異なってくる結果に表れている。

問. 貴自治体において、今後、「対流」を促進するうえで、最も関心の高い項目を、選択肢の中から1つ選んで下さい。なお、回答は貴自治体だけでなく、その周辺地域を含んだものとしても構いません。



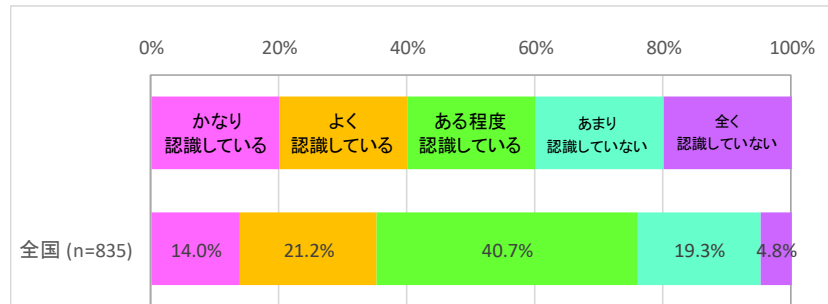
④ 「コンパクト+ネットワーク」の考え方の認識度・必要度・形成度

「コンパクト+ネットワーク」の認識度は全国で75.9%、「コンパクト+ネットワーク」の促進の必要度は全国で87.5%と、いずれも高い結果となった。各自治体において実施する事業に深く関係する考え方であることから、認識されるだけでなく必要性についても十分理解が広まっていると言える。

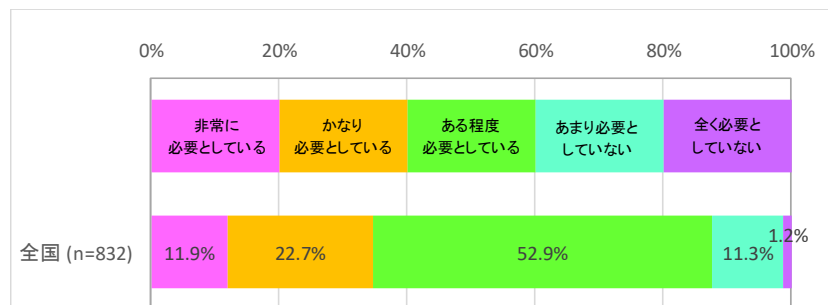
一方、「コンパクト+ネットワーク」の形成度（「かなり形成されている」「ある程度形成されて

いる」の合計)は、全国で44.3%であり、認識・必要性は理解されているものの、実行に移すには困難が伴うことが多いことが推測される。(なお本問は、他問と母数が異なることに注意が必要である。)

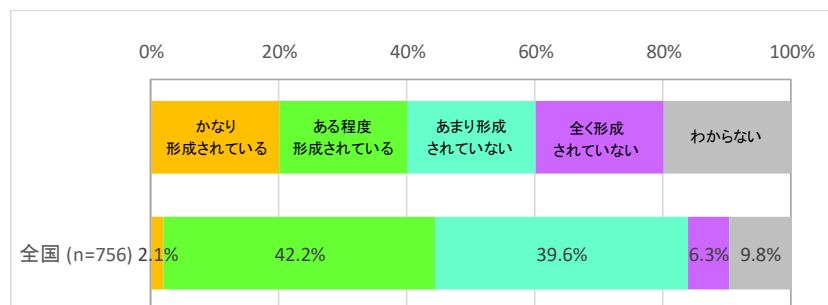
問. 貴自治体において、「コンパクト+ネットワーク」の考えについて、どの程度認識されていますか。



問. 貴自治体において、「コンパクト+ネットワーク」を促進することは必要だと思いますか。



問. 前問で「必要としている」に回答された自治体にお聞きします。貴自治体において、「コンパクト+ネットワーク」はどの程度形成されているとお考えですか。



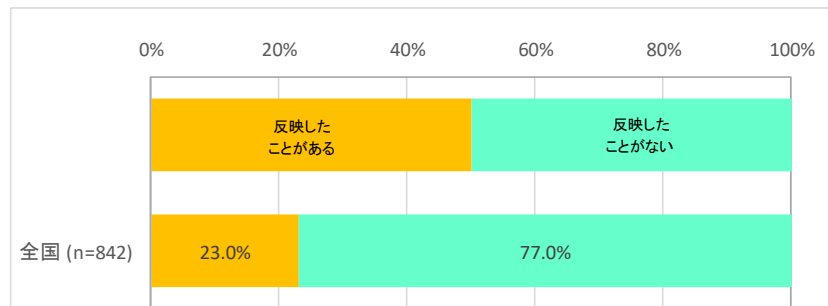
⑤本計画に示す概念や方向性の活用状況

本計画に示す概念や方向性(「対流促進型国土」「コンパクト+ネットワーク」といった国土の基本構想など)が、自治体における施策にどの程度反映されているか、を質問したところ、「反映したことがある」と回答した自治体は全国で23.0%という結果となり、低い水準であることが明らかになった。

また、「反映したことがある」と回答した自治体に対して、具体的にどのような施策に反映され

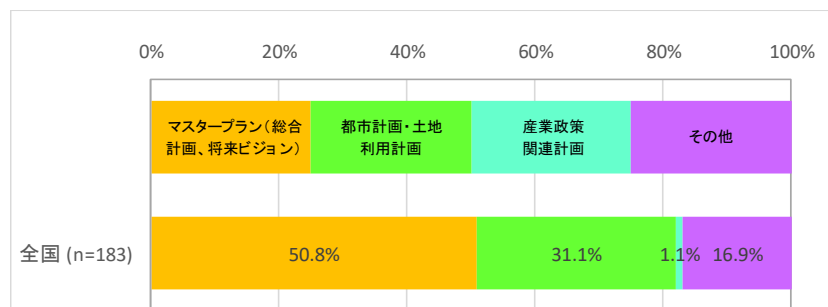
ているか、を質問したところ、自治体のマスタープラン（50.8%）、次いで都市計画・土地利用計画（31.1%）という結果となり、「反映したことがある」と回答した自治体においては、本計画の概念や方向性が理解され、適用されているものと考えられる。（なお本問は、前問と母数が異なることに注意が必要である。）

問. 貴自治体における施策の企画立案等において、国土形成計画（全国計画）に示す概念や方向性が反映されたことがありますか。



問. 前問において「反映したことがある」と回答された自治体にお聞きします。貴自治体のどのような施策（施策・ビジョン、計画等、）に反映されましたか。

1. マスタープラン（総合計画、将来ビジョン）
2. 都市計画・土地利用計画
3. 産業政策関連計画
4. その他

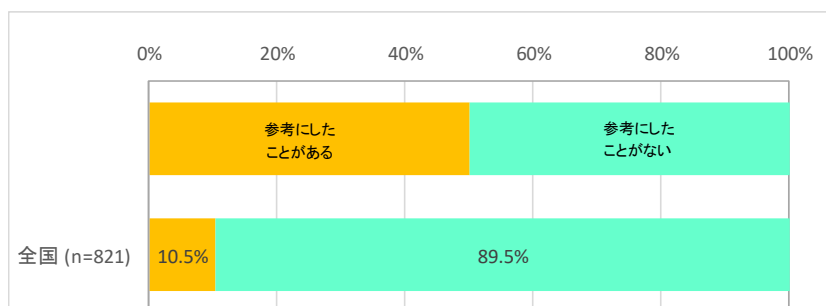


⑥国土形成計画（全国計画）掲載のデータ類の利用状況

本計画に示すデータ類を、自治体における施策の企画立案の際に利用されたかどうか、を質問したところ、「利用したことがある」と回答した自治体は全国で10.5%という結果となり、こちらも低い水準であることが明らかになった。

また、利用された資料については、「本格的な人口減少社会の到来」（70%）、「高齢化の急速な進展」（39%）、「地方への移住の意向とその条件」（31%）、「空き家の増加／土地の放置による国土の荒廃」（29%）などが多い結果となっており、地方の暮らしに関係の深いテーマについて強い関心が持たれているものと考えられる。

問. 貴自治体において、施策の企画立案（将来ビジョン、総合計画の検討）等において、国土形成計画（全国計画）に掲載されているデータ類を参考にしたことがありますか。



⑦まとめ

自治体向けアンケート結果をまとめると、自治体の施策により近い「コンパクト+ネットワーク」の認識度は高かったものの、その他の本計画に係る認識は、いずれも低い水準であることが明らかになった。本計画は自治体の施策に直接的に関連するものではないが、国土を取り巻く環境や状況分析等、自治体の施策検討にあたっての背景になるものでもあるため、今後もより一層の認識の向上が求められる。

（２）一般国民における理解度

本計画が、一般国民において、本計画の策定の背景や、本計画が目指す方向性等、本計画の意義に対する理解について把握するため、一般国民に対するアンケート調査を行った。調査の概要は表 21 に示すとおり、アンケート票及び集計結果は巻末資料に示すとおりである。なお、一般国民向けアンケートについては、地方自治体向けアンケートと異なり、本計画の存在や用語の認知を聞くよりも、本計画の意義に対する理解やコンパクト化等の現象の実感について、重点的に質問を設定した。

表 21 一般国民向けアンケートの実施概要

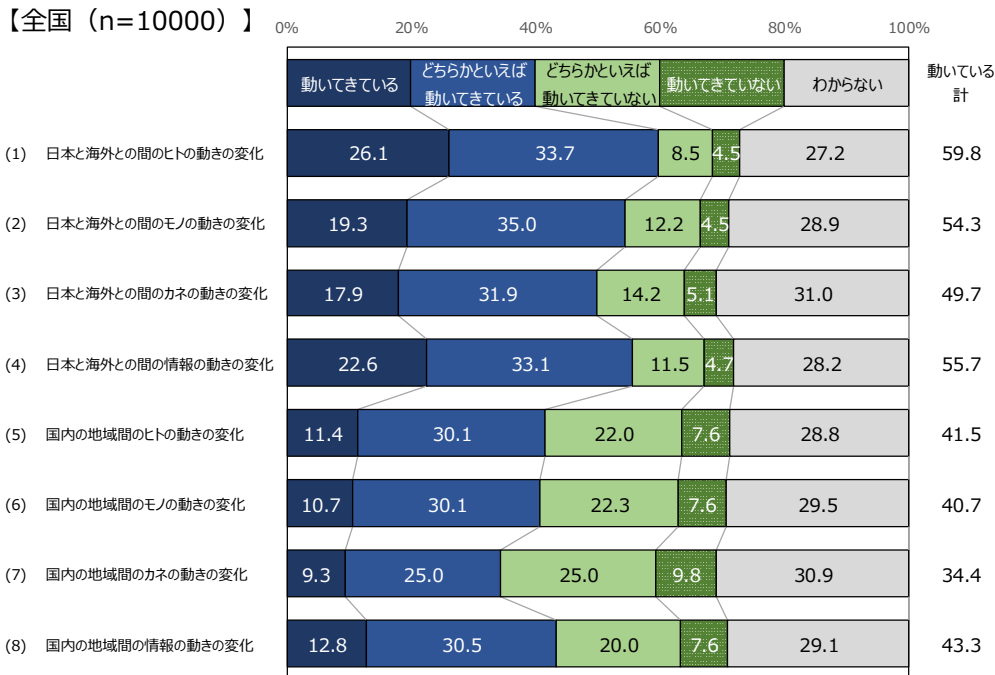
[実施期間] 令和元年11月1日(金)～10日(日)
 [実施方法] インターネット方式(業務委託先業者のモニターによる回答)
 [有効回答数] 10,000人
 ※地域人口比、男女、年齢層のバランスを考慮して、各セグメントの回答数を設定

①ここ数年の国内外のヒト、モノ、カネ、情報の動き

ここ数年における国内外のヒト、モノ、カネ、情報の動きに関する一般国民の評価、すなわち実感について質問したところ、「日本と海外との間のヒトの動きの変化」が最も多く（動いている計（「動いてきている」「どちらかといえば動いてきている」の合計。以下同じ。）59.8%）、次いで「日本と海外との間の情報の動きの変化」（動いている計55.7%）という結果となった。この後の質問にも関連するが、周りに外国人の観光客や居住者が増え、身近に感じるようになったことに

加え、インターネットを通じた SNS、e-コマース等の利用がより身近になったことが理由の1つとして挙げられ、特にこのような面で「対流」が実感されていることが分かった。

問. ここ数年の国内外のヒト、モノ、カネ、情報の動きについてのあなたの評価をお聞かせください。
 (「サービス」は「情報」の動きには含まれ得るものとし、「ヒト・モノ・カネ」の動きには含まれないものとします。)



②最近の地域社会の状況についての評価

最近の地域社会の状況としての評価、すなわち実感されるものとして、回答の多い順に「外国人の居住者をよく見かけるようになった」(進んでいる計(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計。以下同じ。)42.0%)「外国人の観光客をよく見かけるようになった」(進んでいる計41.1%)、「若者の転出が増加している」(進んでいる計35.4%)という結果となった。前問と同様、周りに外国人の観光客や居住者が増え、身近に感じるようになったことが要因と考えられる。

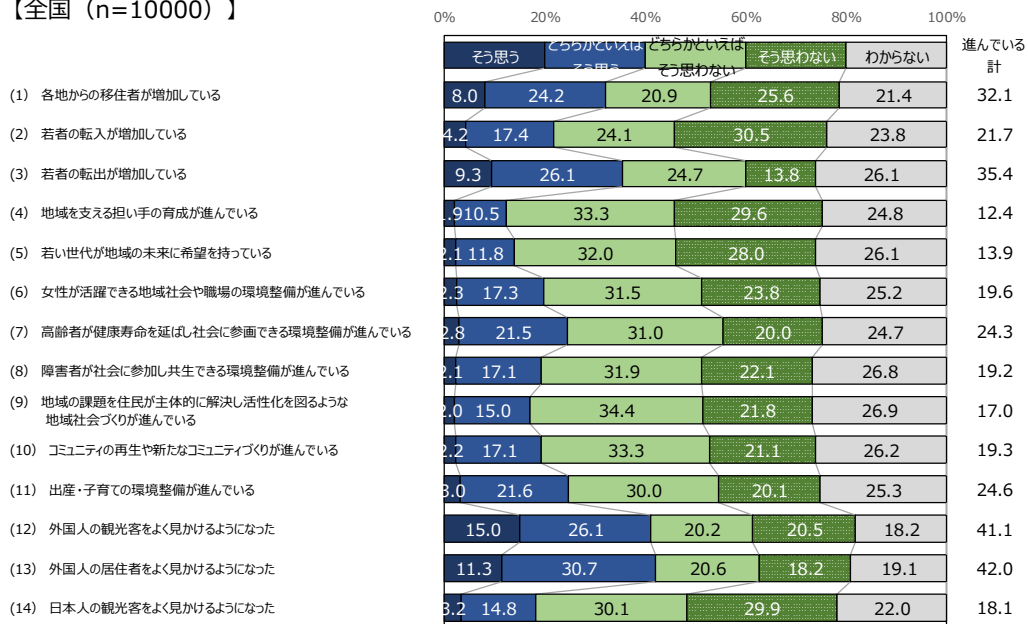
また、本問においては、地域別に特徴が見受けられた。代表的なものを挙げる。

- (1)各地からの移住者が増加：関東地方・沖縄県で特に多く、東北地方で特に少ない。
- (2)若者の転入が増加している：東北地方で特に少ない。
- (3)若者の転出が増加している：東北地方・中国地方で特に多い。
- (12)外国人の観光客をよく見かける：北海道・沖縄県で特に多い。
- (14)日本人の観光客をよく見かける：沖縄県で特に多い。

以上より、それぞれの地域に特徴的な、ヒトの流れについての変化が多く実感されている一方で、(6)～(11)のような地域における政策に対しては、一般国民にとっての実感の水準が低く、また地域性の差も小さい、ということが言える。

問. あなたがお住まいの地域や自治体（市区町村）における、最近の地域社会の状況についてのあなたの評価をお聞かせください。

【全国（n=10000）】



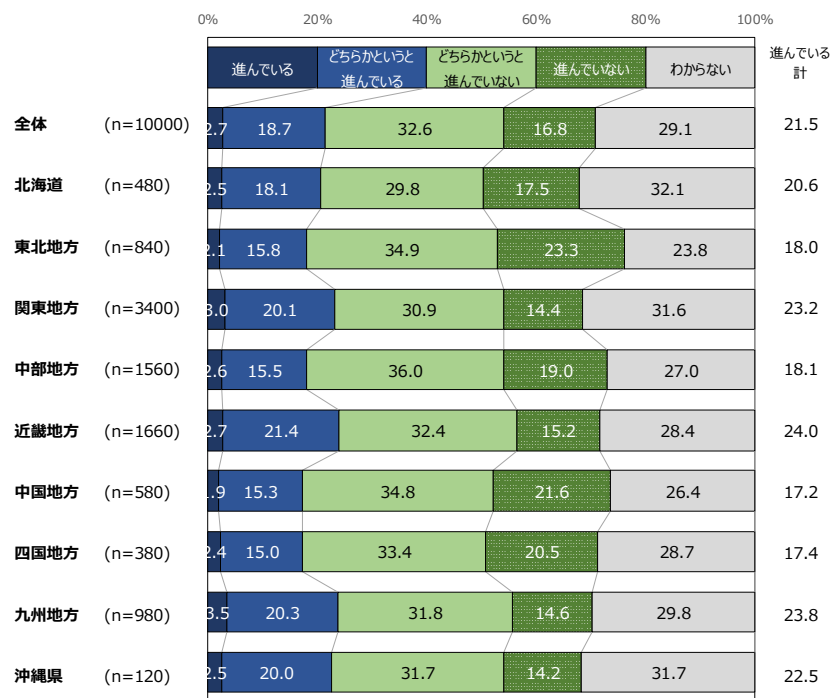
③ 「コンパクト化」「ネットワーク化」の進捗度・便利度

「コンパクト化」の進捗度（「進んでいる」「どちらかというに進んでいる」の合計）は、全国で21.5%であり、また「ネットワーク化」の進捗度についても、全国で23.7%であり、一般国民にとっての実感としては「コンパクト化」「ネットワーク化」を実感するまでには至っていないのが現状である、と考えられる。また、地域性についても、関東地方と近畿地方で若干高い結果となったほかは、地域間で目立った特徴は見られなかった。

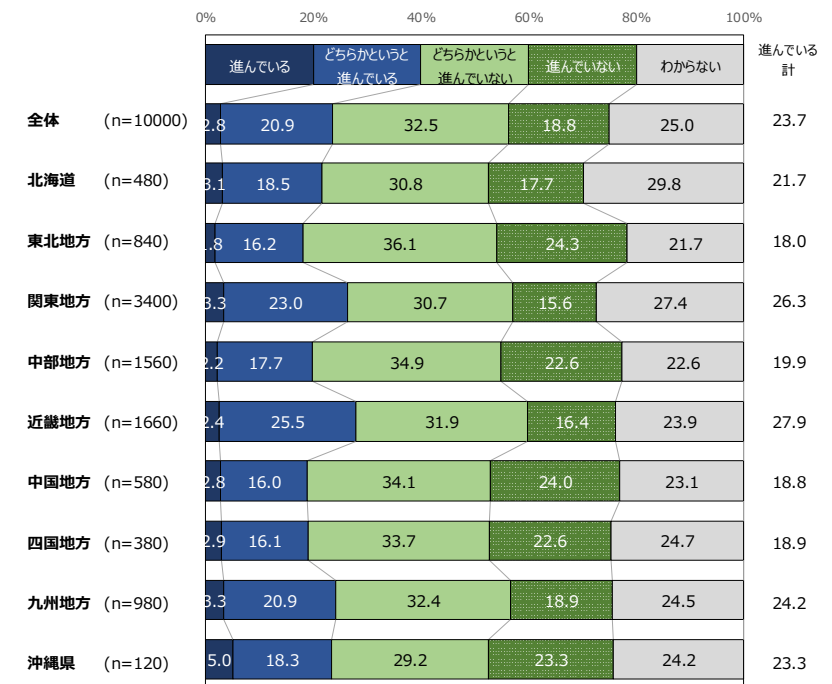
また、「コンパクト化」または「ネットワーク化」の進捗度に回答した者に対し、「コンパクト化」及び「ネットワーク化」の便利度（「便利になった」「どちらかといえば便利になった」の合計）を質問したところ、全国で45.8%（全体で割り戻すと、21.5%×45.8%=9.8%、23.7%×45.8%=10.8%）という結果となっており、便利さを実感できるまでの変化は、今のところまだあまり見られていない、ということが考えられる。（本問は、前問および前々問と母数が異なることに注意が必要である。）

なお、前項（1.（2）「コンパクト+ネットワーク」の進捗状況）でも言及したが、一般的に「コンパクト」「ネットワーク」ともに、数年で目に見えて形成が進むものではない。一般国民が実感できる水準に至るには、一定の期間が必要であることも、今回の結果が低い水準に留まった原因の1つと考えられる。

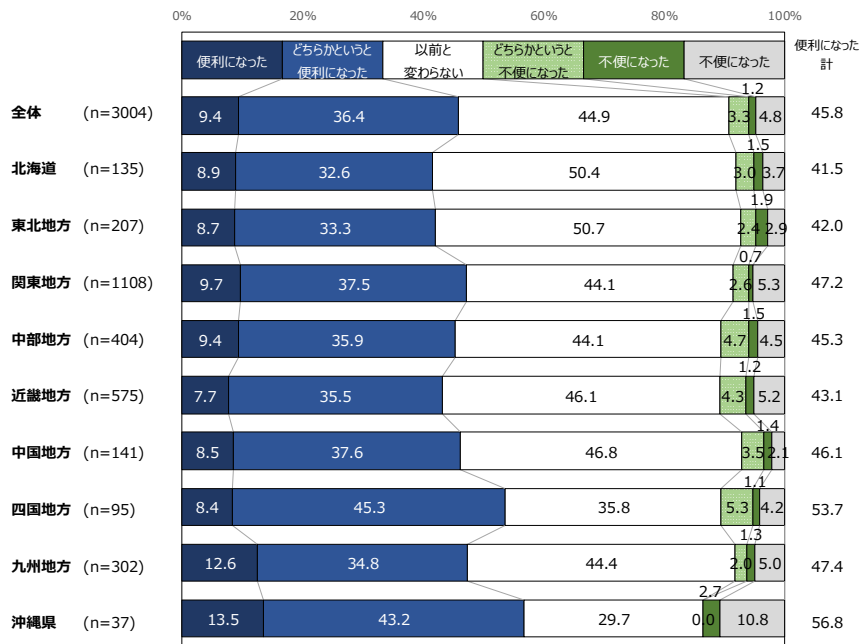
問. 最近、あなたのお住まいの地域や自治体（市区町村）で生活に必要な生活サービス機能拠点を中心市街地等に集約するまちの「コンパクト化」について、あなたはどのように評価されますか。



問. 生活サービス機能拠点を集約化する一方で、拠点までの道路や公共交通機関を整備して生活サービス機能拠点を利用しやすくする「ネットワーク化」について、あなたはどのように評価されますか。



問. (前問または前々問で「進んでいる」と回答した方に) まちの「コンパクト化」や「ネットワーク化」であなたの生活は便利になりましたか。



④まとめ

一般国民向けアンケート結果をまとめると、「対流」の実感としては、特に外国人に関するヒトの対流について実感している割合が比較的高い傾向にあった。

一方「コンパクト」及び「ネットワーク」の実感については、いずれも低い水準に留まった。結果の解釈としては、「以前と変わらない」という回答の捉え方、回答の2〜3割を占める「分からない」の捉え方で変化しうるため、必ずしも悲観的に捉える必要はないが、「コンパクト」「ネットワーク」ともに、数年で目に見えて形成が進むものではなく、一般国民が実感できる水準に至るには、一定の期間が必要であることも、今回の結果が低い水準に留まった原因の1つと考えられる。事業やその結果の広報活動等、一般国民の間で実感が伴うことが意識されるような施策の実施や説明が、今後も求められる。

3. 計画策定時からの状況の変化

(1) 社会経済情勢の変化の分析

本計画は平成27年8月に閣議決定されたものであり、実際の策定作業はその数年前から開始されているが、本計画の前提としていた国土を取り巻く状況が、現時点においてどの程度変化しているのか、検証する必要がある。そこで、各種統計データを整理・分析により、これらの状況の変化を把握し、仮に変化が生じているとすれば現在における計画の有効性について検証を行う。

(2) 国土審議会等における議論・指摘

本計画において示されている国土に係る状況認識の変化の情報について、国土審議会計画推進部企画・モニタリング専門委員会の場で、提示した資料（資料は巻末資料に示す）を整理したものが表 22 である。これらのデータを基に、現在の国土を取り巻く情勢と、本計画の前提となる状況認識との間で変化が見られる点について、委員より評価をいただいた。委員の一覧は表 23 のとおりであり、主な意見は表 24 のとおりである。

表 22 本計画において示されている国土に係る状況認識の変化（項目）

章 節	表題	主要な状況認識	資料		
第1章	第1節 国土を取り巻く時代の潮流と課題	(1) 急激な人口減少、少子化と、地域的な偏在の加速	人口減少(2050年の人口予測、出生率)	我が国の人口の長期的推移	
			特に東京圏への若年層の流入超過	東京圏への年齢階級別転入超過の推移 20-24歳、25-29歳の東京圏への転入・転出の推移	
				20-24歳、25-29歳、男女別、東京圏への転入・転出の推移	
				東京圏から見た人口移動	
			無住化(2050年メッシュ)	2050年の高齢化と地域的な偏在	
			人口減による生活サービス機能低下	-	
		(2) 異次元の高齢化の進展	2050年の高齢化率約40%	平成27年基準を用いた人口動向について①②	
			地方圏ピークアウト後の大都市圏の高齢者増加	平成27年基準を用いた人口動向について①②	
			高齢者単独世帯の増加	高齢者単独世帯数の増加、家族類型の変化	
		(3) 変化する国際社会の中での競争の激化	GDP中国に抜かれ、一人当たりGDPも後退	主要国におけるGDPの将来予測(1/2)	
			貿易収支赤字拡大、所得収支堅調	貿易収支・経常収支の推移	
			アジア主要都市の台頭、都市間競争激化	主要国におけるGDPの将来予測(2/2)	
				我が国の対外貿易額(地域別)のシェアの推移	
				訪日外国人旅行者数の推移	
		(4) 巨大災害の切迫、インフラの老朽化	巨大地震(首都直下、南海トラフ)の発生可能性	切迫する自然災害の現状	
			気候変動に伴う風水害・土砂災害の頻発・激甚化		
			社会システムの高度化に伴う災害脆弱性	電力インフラ緊急点検、電力インフラの強靱化に関する緊急対策	
			社会資本の老朽化	国土交通省所管分野における維持管理・更新費の推計結果(平成30年度)	
		(5) 食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題	気候変動が農業生産、水資源確保に悪影響	日本の気候変動とその影響	
			新興国経済発展により、食料、水、エネルギー、鉱物資源の価格高騰	世界のエネルギー需要予測	
			気候変動等による生物多様性の損失等	日本の気候変動とその影響	
		(6) ICTの劇的な進化等技術革新の進展	ICT→テレワーク、遠隔教育、遠隔医療、国土基盤やエネルギー利用のスマート化	「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革(未来投資戦略2018)	
			ロボット技術、自動運転、水素	官民ITS構想・ロードマップ2018(ロードマップ全体像)	
			リニア中央新幹線	-	
			準天頂衛星	宇宙を活用した安全で豊かな国土の形成	
		第2節 国民の価値観の変化			
		(1) ライフスタイルの多様化	価値観の多様化、「田園回帰」意識の高まり	三大都市圏からの転入超過回数	
(2) コミュニティの弱体化、共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化	地域コミュニティの弱体化、地縁を越えた新たなコミュニティ形成の萌芽		「関係人口」のイメージと期待される役割		
	「新たな公」による地域づくりの拡大、多様化、共助社会づくりの進展		特定非営利活動法人(NPO法人)数		
(3) 安全・安心に対する国民意識の高まり	安全・安心に対する国民意識の高まり	災害に関する意識			
	経済社会システムにおける危機管理への意識の高まり	企業の事業継続計画(BCP)の策定状況			
	災害ボランティアなど自助・共助のノウハウ蓄積	重点を置くべき防災対策(自助・共助・公助)			
	災害時に適切な避難行動ができない 災害リスクが高い地域に人が住み続けている	防災訓練等に関する意識			
第3節 国土空間の変化					
-	-	荒廃農地	耕作放棄地の現状と課題		
		必要な施業が行われていない森林	森林・林業・木材産業の現状と課題		
		地方や大都市圏郊外部での空き家の増加	空き家の現状と課題		
		世界有数の領海及び排他的水域の面積	-		

表 23 企画モニタリング専門委員会委員

岡部 明子	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
◎ 奥野 信宏	公益財団法人名古屋まちづくり公社上席顧問・ 名古屋都市センター長、元名古屋大学副総長
小田切 徳美	明治大学農学部教授
垣内 恵美子	政策研究大学院大学教授
坂田 一郎	東京大学大学院工学系研究科教授・ 同総合研究機構イノベーション政策研究センター長
杉元 宣文	日本政策投資銀行常務執行役員
田村 圭子	新潟大学危機管理本部危機管理室教授
中出 文平	長岡技術科学大学副学長
藤沢 久美	シンクタンク・ソフィアバンク代表
宮本 旬子	鹿児島大学大学院教授
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授

(◎は委員長)

表 24 企画モニタリング専門委員会委員による状況認識の変化に対する評価

- 現在の国土を取り巻く情勢と現行国土形成計画の前提となる状況認識との間で変化が見られるのは以下の点。
- ① 2015年の国勢調査に基づく2050年の人口推計では、2010年の国勢調査に基づく従前の推計と比べて、無居住化地点の割合に大きな変化はない。また、人口規模の小さい市町村ほど人口減少率がより大きくなるなど、従前の推計と比べて**人口の偏在化は進行**。
 - ② 東京圏からの転出減少による「東京一極滞留」が続く。また、20-24歳の女性を中心とした**若年層の転入増加により、東京圏への転入超過の傾向が顕著**となってきている。
 - ③ **高齢者単独世帯の増加**は予測値よりも大きい。また、既に、夫婦と子供の核家族は「単独世帯」よりも少なくなるなど、**家族形態も大きく変化**。
 - ④ **訪日外国人旅行者数は急速に伸び**、2018年は3,000万人を超え計画策定前の約3倍に増加。また、個人旅行の増加や地方部への広がり等、質も変化。
 - ⑤ **在留外国人は2012年以降増加傾向**。外国人の4割は東京圏で居住しているが、近年、観光地を中心とした北海道の一部町村では日本人の減少を外国人の増加が大きくカバーするなど、全国的に注視が必要。
 - ⑥ 「Society 5.0」が政府の未来投資戦略等に位置付けられたり、自動運転について具体的なロードマップが作成されたりするなど、**新技術が具体化**。
 - ⑦ 空き地・空き家・耕作放棄地等の**使われていない土地は、引き続き増加傾向**。**木材自給率は2002年の18.8%を底に上昇**し、2017年は30年前の水準に回復しているが、確実な再造林が必要不可欠。

以上の結果から、状況の変化により、ただちに本計画の見直しが必要であるとの意見・結論は出なかった。したがって、本計画の前提条件は、現在においても一定程度有効であることが確認された。

その一方で、国民のライフスタイルの多様化、AI・IoT化の進展、日本を取り巻く国際環境の変化等、長期的に国土の姿に変化を及ぼす可能性がある事象が起こりつつあるのではないかと、というご意見があった。この指摘を踏まえ、2050年までの国土の姿を描き出し、将来の課題整理・解決方策を検討するための「国土の長期展望」の検討を、2019年10月より開始したところである。

第3章 課題と今後の方向性

1. 課題

今回の政策評価を通じ、本計画に内在する問題点として、以下の点が見出せた。

(1) データの積極的発信

本評価書第2章の評価を通じて、自治体向けアンケートの結果、本計画に示す概念や方向性が、自治体の施策の企画立案等に反映されている割合は低い水準に留まっている結果となり、本計画が十分に活用されていない現状が明らかとなった。

また、今回の政策評価に限らず、国土政策局で作成している様々な情報が、世の中に十分に発信できていない、という指摘もある。計画の内容や計画を支える各種データ等が幅広く活用されるよう、情報発信方法を見直す必要がある。

(2) 計画策定段階における指標の設定

本評価書第2章の評価を通じて、本計画においては、「ヒト」以外の「モノ」「カネ」「情報」の対流の状況を適切に把握するデータが（他省庁所管を含めて）ないこと、また計画の進捗状況として対流を評価する指標があらかじめ設定されていないことが、問題点として明らかになった。

今回の政策評価においては、第2章各項に示すとおり様々な指標を今回設定した上で評価を実施したが、計画策定時点から、計画の進捗状況を示す指標（示したビジョンが実現に向かいつつあるかどうかを示す指標）の設定があらかじめ必要であったと考えられる。またその際、従来の統計等では表現できない新たな事象を表現するデータ及びその取得方法についても検討する必要があると考えられる。

(3) 計画の中にフレキシブルに変更できる仕組みが必要（計画の硬直性からの脱却）

本評価書第2章の評価を通じて、本計画の前提条件は現在においても一定程度有効であることが確認されたが、状況の変化が一定程度あることは確認されている。

また、例えば大規模な災害が発生した場合等、計画を全面的に改訂する程ではないが、迅速に必要な内容を追加・修正ができる仕組みを、計画の中に組み込む必要がある。

本計画は国土の根幹に関わる基本的計画である以上、その変更には慎重な検討が必要である側面がある一方で、時代の変化に合わせ迅速な対応が必要なものもあることへの対応が必要であると考えられる。

(4) 計画の位置づけ等のあり方

本計画は、国土交通省のみならず他府省所管の分野についてもとりまとめた計画であるが、国土交通大臣が案を作成する手続きとなっており、国土交通省の施策中心の計画という認識が一般的である。

今後、高齢化や働き方改革等が我が国の大きな課題となる中、計画の位置づけや計画の範囲をどうするか、が課題であると考えられる。

2. 今後の方向性

1. (1) の課題については、計画の内容や計画を支える各種データ等が、自治体だけに限らず幅広い層に利活用してもらえるよう、情報発信の見直しを行っていく。具体的は改善方法については、今後局内で検討を進める予定である。

また、1. (2) から 1. (4) の課題については、現時点においては直ちに計画の見直しを検討する段階ではないが、(2) の課題に対する計画策定時点から計画の進捗状況を示す指標の設定に関する検討及び(3) の課題に対する大規模災害の発生等による事情の変化に対応した内容の追加・修正が迅速に行える仕組みを計画の中に組み込むことに関する検討を進めるとともに、残る課題についても「国土の長期展望専門委員会」における議論も含め、今後の国土形成計画のあり方について、引き続き検討してまいりたい。

以 上

卷末資料

予算一覧(1/4)

事項名 (事業開始年度)	予算額計(執行額)			令和元年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)		
社会資本整備総合交付金 (平成22年度)	866,058 (864,909)	884,548 (882,357)	807,210 (804,762)	803,531	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。
防災・安全交付金 (平成24年度)	1,215,699 (1,212,518)	1,194,712 (1,192,793)	1,221,435 (1,219,152)	1,255,171	地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、国民の命と暮らしを守るインフラの再構築及び生活空間の安全確保が図られるため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画(防災・安全交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。
総合交通体系整備推進費 (平成19年度)	16 (15)	16 (15)	14 (12)	12	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。
総合的な交通体系の 効果的な整備の推進 (平成25年度)	32 (32)	32 (32)	27 (27)	22	全国規模の幹線交通における旅客流動の実態を把握するため、平成2年度より「全国幹線旅客純流動調査」を実施しており、同調査において、各交通機関を所管する当省各部署における実態調査の結果を組み合わせ、モード横断的に旅客の流動量や個人属性、旅行目的等を把握可能なデータを作成し、公表する。また、刻々と変化する交通サービス水準について、既存の分析ツール(全国総合交通分析システム(NITAS))に内蔵するデータの更新を図り、最新の交通サービス水準を把握可能なツールとして提供する。
官民連携基盤整備推進調査費 (平成23年度)	357 (330)	297 (192)	353 (224)	331	地方公共団体が行う基盤整備事業に対して、民間等が行う集客施設や生産・物流拠点の立地等と一体的に整備することにより、優れた効果の早期発現や効率性が期待できる場合、その事業化に向けた必要な検討に要する経費の一部を支援する。 配分先: 地方公共団体(都道府県、市町村等) 補助率: 1/2

予算一覧(2/4)

事項名 (事業開始年度)	予算額計(執行額)			令和元年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)		
多様な主体の理解の促進 (平成18年度)	8 (5)	6 (5)	6 (5)	2	多様な主体の理解を促進するため、国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究交流会の開催、ホームページによる国土計画関係情報の提供等を実施する。
国土形成計画等の進捗管理 (平成18年度)	10 (9)	4 (4)	6 (6)	0	国土形成計画(全国計画)及び国土利用計画(全国計画)の目標の達成状況を把握する。具体的には、国土形成計画に記載された8つの国土の基本構想実現のための具体的方向性(個性ある地方の創生、活力ある大都市圏の整備等)及び国土利用計画に記載された国土利用の基本方針(適切な国土管理、自然環境を保全等する国土利用、安全・安心を実現する国土利用)の目標達成状況を数値等で把握するため、国土形成・国土利用に関する各種データを収集・整理する。(令和元年度より廃止)
国土形成計画等の 基礎的・長期的検討 (平成18年度)	136 (129)	63 (62)	67 (66)	48	我が国の人口、産業その他の社会経済構造の動向を把握・分析する、また、本格的な人口減少社会の到来、異次元の高齢化、巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化のなかで、我が国がこれからも経済成長を続け活力ある豊かな国として発展できるか否かの重要な岐路にさしかかっているという認識のもと策定された新たな国土形成計画(全国計画)等で示された国土政策の新たな課題を踏まえ、具体の分析や国土の形成に資する施策の検討を行う。
国土数値情報の整備 (平成20年度)	197 (194)	57 (56)	53 (52)	80	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。
国土数値情報等を 利用・管理するシステムの拡充 (平成20年度)	26 (25)	20 (20)	19 (18)	19	国土情報を分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している国土数値情報利用・管理システム(G-ISLAND)で利用する統計データを充実させるため、また、インターネットを通じて一般国民向けに提供する国土情報を充実させるため、国土情報データベースへ統計データ等の各種データ登録を行い、データベースの拡充を図る。

予算一覧(3/4)

事項名 (事業開始年度)	予算額計(執行額)			令和元年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)		
むつ小川原開発推進調査 (平成13年度)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	3	むつ小川原開発地域では、これまで、ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターを始め、国家石油備蓄基地、核燃料サイクル施設等の立地が進んでいる。 我が国の産業・研究開発の発展とともに、地域の主体的取組への支援を図るため、引き続き、同地域の有効活用方策に関する調査検討が不可欠である。 このため、令和元年度においては、企業立地の促進、地域の活性化を図る観点から、むつ小川原地区への産業立地の可能性について検討を行う。
経済協力開発機構等拠出金 (平成9年度)	47 (47)	43 (43)	44 (44)	44	OECDへの拠出金は、RDPCの作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、我が国の国土・地域政策にとって有益である、国別・地域別の国土・地域政策レビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等について評価を行い、改善方策等を提言するもの)や加盟国の地域のパフォーマンスや競争優位の比較分析、関連する地域指標作成等を支援する。国連ハビタットへの拠出金は、そのアジア・太平洋地域事務所(福岡市)が実施する、我が国の有する国土・地域政策や居住環境改善分野におけるノウハウ・技術とアジア諸都市等とのマッチング事業や人間居住分野の諸問題に関する情報発信等を支援するもの。
国土政策に関する国際調査 (平成23年度)	25 (24)	16 (15)	16 (15)	17	諸外国における国土・地域政策の課題や具体的な取組について、各国の政策担当者との意見・情報交換等を通じて把握するとともに、情報の整理・分析を行い、我が国の国土・地域政策への活用方策を検討するとともに、これら各国の情報を発信するウェブサイトの更新、内容の充実等を行う。また国際的な国土・地域計画策定支援の枠組である「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム(SPP)」の取組を通じ、我が国の国土・地域政策における経験やノウハウを積極的に情報発信するとともに、関係機関等と連携しながら、相手国のニーズを踏まえた国土・地域計画の策定支援を行う。
大都市圏戦略検討調査経費 (平成24年度)	36 (36)	36 (35)	44 (44)	35	我が国の三大都市圏施策は、従来の人口増加と開発圧力のコントロールから、グローバル競争の激化・人口減少・高齢化の進展などへの対策に変化してきたことを踏まえ、都市の秩序ある発展と時代に即した大都市圏整備の一層の実現を図るため、大都市圏等推進経費における調査検討では、大都市圏施策を個別事業主体では担うことが難しいと考えられる広域的・事業横断的な観点で把握するため、「①大都市圏整備の進捗把握・評価検証等による持続可能な大都市圏形成に係る調査検討」、「②大都市圏戦略の核となり三大都市圏間の対流促進等に資する大深度申請事案の適正な審査に必要な技術調査検討」、「③人口減少下における広域緑地保全方策のあり方における調査検討」を行う。

予算一覧(4/4)

事項名 (事業開始年度)	予算額計(執行額)			令和元年度 当初予算額 (百万円)	予算、事業の概要
	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 (百万円)		
歩行者移動支援の 普及・活用の推進 (平成26年度)	42 (39)	43 (43)	46 (45)	38	障害者や高齢者をはじめ誰もが積極的に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図る必要がある。この効率的な実現のため、移動に資する各種データのオープンデータ化等を推進し、多様なサービスが民間の様々な主体により創出・展開されていくための環境整備を実施する。
広域連携プロジェクトの推進等 (平成29年度)	- -	115 (113)	106 (102)	81	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連携プロジェクトの早期具体化に向け、全国8圏域の広域地方計画協議会の下に、官民の幅広い主体からなるプロジェクトチーム等を設置し、ネットワーク整備等を踏まえた広域連携のポテンシャルと地域資源等を組み合わせた地域発の成長戦略の実現に向け、具体的な施策について検討を行う。 ・ 推進にあたっては、 <ul style="list-style-type: none"> ①広域連携プロジェクトとしての基本的な熟度、国土形成計画の推進への高い効果 ②スーパーメガリージョンの形成、及び地方圏との対流促進、さらに、地方同士のブロックを超えた広域連携を促進し、全国を一つの経済圏に統合する地方創生回廊の形成に貢献の観点から選定した13プロジェクトについて、地域が主体となった自立運営に向けた支援を行う。
国土の長期展望	- -	- -	- -	60	国土の基礎的な条件について新しいデータの構築や、本格的な人口減少、異次元の高齢化時代を見据えた産業・経済・物流人流など、対流促進型国土に関する展望、大きな社会変革が起こる可能性のあるものに関する非定量的な展望(例えば、自動運転が普及した場合の国土構造の変化等)を行う。

政策の根拠となる法令や制度等

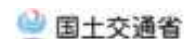
法令・制度名	概要	備考
<p>国土形成計画法 (昭和 25 年法律 第 205 号)</p>	<p>1 目的 本法は、国土の自然的条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から国土の利用、整備及び保全を推進するため、国土形成計画の策定その他の措置を講ずることにより、国土利用計画法による措置と相まって、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 国土形成計画 「国土形成計画」とは、国土の利用、整備及び保全（以下「国土の形成」という。）を推進するための総合的かつ基本的な計画で、次に掲げる事項に関するものをいう。 ① 土地、水その他の国土資源の利用及び保全 ② 海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。） ③ 震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減 ④ 都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備 ⑤ 産業の適正な立地 ⑥ 交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全 ⑦ 文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備 ⑧ 国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成</p> <p>3 国土形成計画の基本理念 ・人口及び産業の動向その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、 ・①特性に応じて自立的に発展する地域社会、②国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、③安全が確保された国民生活、④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境、の基盤となる国土を実現するよう、 ・我が国の国土に関する諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定め</p>	

	<p>ること。</p> <ul style="list-style-type: none">・地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施その他の国が本来果たすべき役割を踏まえ、国の責務が全うされること。 <p>4 全国計画</p> <p>(1) 計画内容</p> <ul style="list-style-type: none">・総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして、①基本的な方針、②目標、③全国的な見地から必要とされる基本的な施策について定める。・環境の保全に関する国の基本的な計画との調和が保たれたものとする。 <p>(2) 作成手続</p> <ul style="list-style-type: none">・国土交通大臣は、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、都道府県・政令指定都市の意見を聴き、国土審議会の調査審議を経て、計画の案を作成し、閣議の決定を求める。・国土利用計画全国計画と一体のものとして作成することとする。 <p>5 全国計画に係る政策の評価</p> <ul style="list-style-type: none">・全国計画作成後一定期間経過したときには、政策評価法に基づく政策評価（政策レビュー）を行うこととする。 <p>6 全国計画に係る提案等</p> <ul style="list-style-type: none">・都道府県・指定都市は、全国計画又はその変更の案の作成について、素案を添えて、国土交通大臣に対し提案することができる。・国土交通大臣は、提案を踏まえた案の作成をしないときは、国土審議会の意見を聴いた上で、その旨及び理由を当該都道府県・指定都市に通知する。	
--	--	--

事務事業の執行にかかわる組織

機関名	役割	備考
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土形成計画（全国計画）の案を作成。 ・ 国土形成計画（全国計画）の推進。 	

1-2. 国土形成計画(全国計画)の推進体制



(目的)

- 第二次国土形成計画(全国計画)で示された国土の基本構想である「対流促進型国土の形成」に向けて、進捗状況を管理するとともに、有効な推進方策を検討し、構想の推進につなげる(国土形成計画のマネジメントサイクルの確立)ため、国土審議会に「計画推進部会」を設置

(専門委員会)

- 部会には、4つの専門委員会を設置し、専門的見地から効率的に検討
- 企画・モニタリング専門委員会は計画全体のモニタリングを担い、その他の専門委員会は個別分野の施策検討

(体制図 H31.4時点)



(これまでの推進状況)

○計画推進部会	第4回 2019年5月21日	各専門委員会等の審議状況、国土の長期展望について
○企画・モニタリング専門委員会	第5回 2019年5月14日	調査審議経過報告(案)について
○稼げる国土専門委員会	2019年4月26日	2019年とりまとめ、「知的対流拠点」づくりマニュアルを公表
○住み続けられる国土専門委員会	2019年5月15日	2019年とりまとめ、3力年とりまとめを公表
○国土管理専門委員会	第14回 2019年8月20日	都市部を中心とした中長期的に土地利用の問題が予想される地区の展望について